

平成28年度

事業報告書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	5
第1章 事業活動の概要	5
第2章 業務に関する事項	12
1 協会員に関する事項	12
2 金融・資本市場活性化への対応	13
3 証券決済制度改革への取組み	17
4 各種要望	18
5 調査・研究に関する事項	23
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	32
7 株式市場等に関する事項	37
8 公社債市場等に関する事項	37
9 外国証券等に関する事項	38
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	39
11 投資勧誘等に関する事項	40
12 研修・資格試験に関する事項	42
13 監査・モニタリング等に関する事項	44
14 あっせん・苦情相談に関する事項	48
15 国際交流に関する事項	50
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	53
17 地区協会に関する事項	54
18 内部統制に関する事項	55
19 内部監査に関する事項	55
20 その他	56
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	58
第2編 財務報告	72

第3編 資 料	117
1 全国証券大会所信	117
2 協会員に関する状況	119
3 協会員の従業員の状況	121
4 株主コミュニティの状況	123
5 グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の状況	124
6 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	125
7 時価発行公募増資の実施状況等	126
8 公社債の状況	128
9 店頭CFDの状況	130
10 外国証券に関する事項	131
11 研修・資格試験の実施状況	132
12 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	134
13 税務相談に関する事項	136
14 定款・諸規則改正等	137
~~~~~	
○ 会員名簿	138
○ 特定業務会員名簿	142
○ 特別会員名簿	143
○ 理事会・常勤役員等名簿	146
○ 会議・委員会委員等名簿	146
○ 地区協会関係名簿	149
○ 事務局機構	151
・ 事務局組織の変更	151
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	152
・ 本部、地区協会所在地	153
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	154



## 御 挨 拶

会 長 稲 野 和 利

この度、平成28年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場、我が国経済を振り返りますと、まず、株式市場については、英国国民投票や米国大統領選挙の結果など海外情勢の影響を受けて株価が大きく変動する局面もありましたが、一時的な変動後は概ね堅調に推移し、年度初めである昨年4月1日の終値（16,164円）と年度末である本年3月31日の終値（18,909円）を比較いたしますと2,745円（約17%）の上昇となりました。他方、我が国経済は、年度前半は個人消費・民間設備投資が所得・収益の伸びと比べ力強さを欠いたものの、アベノミクスのおおきき取組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかではありますが回復基調が続きました。

このような状況下、本協会は、「活力ある金融資本市場の実現」、「投資による資産形成の推進」を本年度の主要課題として掲げ、各種取組みを推し進めました。ここではその中から、「中長期的な資産形成への貢献」、「金融リテラシーの普及・推進」、「仲介者の機能・信頼性の向上」、「日本市場の魅力・可能性の積極的な情報発信」について所見を申し述べます。

### （中長期的な資産形成への貢献）

平成26年1月からスタートしたNISAについては、制度の認知度向上とともに口座開設数も1,000万口座を超えるなど、ここまで順調に推移してきたと肯定的に評価しており、口座数の増加・更なる稼働率の向上に引き続き取り組んでいきたいと考えております。一方、昨年4月よりスタートしたジュニアNISAは、手続きの煩雑さなどから口座開設数はNISAに比べると出足が鈍い状況ですが、子や孫の教育費など18歳時点からの資金需要への対応を計画的に進めるうえで非常に有用な制度であります。今後もNISA、ジュニアNISA及び新たに創設されることとなった積立NISA、更には加入対象範囲が拡大された個人型確定拠出年金（iDeCo）を含めて、これらの制度を利用した資産形成を行うことの有用性について幅広く理解していただけるよう、引き続き、広報活動を推進するとともに、制度上の必要な措置等について関係各方面に働きかけを行ってまいります。

加えて、上場株式等の相続税評価額の見直しやデリバティブ取引等を含む金融所得課税の一体化の実現に向け、継続して検討を進めていきたいと考えております。

### (金融リテラシーの普及・推進)

国策であり業界全体の目標でもある「貯蓄から投資へ」を政府がスローガンとして掲げた平成8年から20年が経過し、この間、我が国の個人金融資産は約400兆円増加し1,700兆円を超えておりますが、一方で個人金融資産に占める有価証券の割合は15%程度で推移しており、大きな変化は見られません。本協会が行った調査では、投資未経験者が投資を行わない理由として「十分な知識を持っていない」ことを挙げる割合もこの20年間大きな変化が見られず、国民の投資による資産形成が定着していくためには、金融商品や取引に関する知識・情報を正しく理解し、自らが主体的に判断できる能力、いわゆる金融リテラシーの向上が必須であります。

金融リテラシーの普及・推進に向けた取組みについては、昨年からNPO法人エイプロシスの事業を本協会の事業に一元化したことを契機に、講師派遣や・セミナー事業を今まで以上に積極的に行っており、更に、中学校・高校における金融経済教育の一段の拡充が図られるよう学習指導要領の改訂に向けた働きかけを行っていくとともに、学校教育向け支援事業の拡充も進めてまいります。

### (仲介者の機能・信頼性の向上)

仲介者の機能・信頼性の向上については、二点申し述べます。

まず、一点目ですが、本年2月に「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を定めました。これは、診療報酬債権等を裏付資産とすると称してSPC（特別目的会社）が発行した社債（いわゆるレセプト債）について私募の取扱いを行った会員が、販売時の説明不備等により行政処分を受けるという事案が昨年多数発生したことを踏まえたものです。規制の対象とする社債券の範囲、社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関して必要な事項を定め、投資者保護に資するための新たな自主規制規則として本年4月より施行しました。引き続き、協会員が社債等の私募の取扱いを行う場合における商品審査・販売態勢等に関して適切に自主規制機能を発揮できるよう、取り組んでまいります。

二点目は、顧客本位の業務運営の徹底に関してです。金融庁から「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されておりますが、顧客本位の業務運営は、証券界自身の中長期的なビジネスの拡大・発展にとって極めて重要な課題です。仲介者が顧客のベスト・インタレストを意識して金融サービスを提供することがその第一歩となりますが、具体的実践活動に向け、会員における議論の場を設けるなど、顧客本位の業務運営の徹底に係る活動をより強化してまいります。

### (日本市場の魅力・可能性の積極的な情報発信)

本年3月、国際資本市場協会との共催により、ロンドンにおいて、第9回日本証券サミットを開催いたしました。日本証券サミットにおいては、平成20年にロンドンで第1回目を開催して以降、積極的なプロモーション活動を行ってきているところでありますが、本サミットでは、日英の金融資本市場関係者を中心とする懇談会を開催したほか、これに続くセミナーでは、基調講演・プレゼンテーション、パネル・ディスカッション等を行い、国際金融センターとしての地位向上を目指す日本市場の強み、投資先としての日本企業魅力を十分にアピールできたと感じております。

また、世界経済全般に対する不透明感の高まりが懸念される中、本サミットにおいて、直接現地に赴き、投資家・市場関係者等に直接タイムリーな情報を伝えることができたことは大変意義があったと感じております。今後も、両国関係者の対話を通じて、日英の市場・業界間のネットワーク、リンケージ強化及び日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

以上、本協会の取組状況を概観し、その背景にある基本的な考え方を申し述べましたが、本協会といたしましては、我が国成長戦略に貢献し、広く国民の資産形成を支援することを使命ととらえ、今後も重要な政策課題に取り組み、我が国経済を支える活力ある金融資本市場の発展と投資者の皆様がより一層信頼できる投資環境の整備・充実に全力を注いでまいりたいと考えております。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上



# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、活力ある金融資本市場の実現と投資による資産形成の推進を目標として掲げ、6つの重点課題に取り組んだ。

### 1 中長期的な資産形成への貢献

#### (1) NISA、ジュニアNISAの普及・推進

「平成28年度NISA広報実施計画」に基づき、ジュニアNISAの認知度向上を図るとともに、NISA及びジュニアNISAについて制度内容を理解してもらうため、家族が集まるお盆の時期等においてTVCM、ウェブ広告、雑誌・新聞広告及び交通広告等の広報活動を実施するとともに、引き続き、リーフレット・パンフレット、ポスター、店頭パネルの作成・会員への頒布を実施した。また、NISA特設サイト内の新規コンテンツの開設や「NISA相談コールセンター」の運営を行った。

#### (2) 確定拠出年金制度の利用拡大に向けた取組み

28年4月及び29年3月の2回にわたり、確定拠出年金法に関し「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等に係る要望書を取りまとめ、厚生労働省等へ提出した。

また、新聞広告（28年11月実施）及び本協会ホームページ等を通じて個人型確定拠出年金（iDeCo）等に関する周知を行うとともに、確定拠出年金制度の更なる拡充について関係各方面への働きかけを行った。

#### (3) NISA、ジュニアNISAの恒久化・拡充の実現

平成29年度税制改正要望（28年9月公表）において、NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化を掲げ、要望の実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。平成29年度税制改正大綱においては、非課税期間20年の「積立NISA」の創設、現行NISAのロールオーバー上限額の撤廃が措置されることとなった。

#### (4) リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

平成29年度税制改正要望において、上場株式等の相続税評価額等の見直しや相続財産の物納順位の引上げのほか、特定口座間の同一銘柄の一部贈与を可能とすることについて掲げ、要望の実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。平成29年度税制改正大綱においては、上場株式等の物納順位の見直しが措置されることとなった。

#### (5) デリバティブ取引の金融所得課税の一体化に向けた環境整備

平成29年度税制改正要望において、デリバティブ取引を金融所得課税一体化の対象に含めることを掲げ、要望の実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。



## 2 金融リテラシーの普及・推進

### (1) 金融経済教育の推進

#### ① 学習指導要領の改訂に向けた働きかけ

金融庁や金融広報中央委員会等の金融関係団体と情報共有・連携を図りながら、学習指導要領改訂において金融経済教育に関する記載が拡充するよう、働きかけを行った。文部科学省から「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（28年9月）及び「中学学習指導要領案」（29年2月）が公表されるとともにパブリックコメントの募集が実施されたことから、それぞれ意見書を提出した。

#### ② 学校教育向け支援事業の拡充

29年2月、教員が知りたい情報として要望の高い経済・金融・証券に関するトピック解説や基礎知識等を、定期的にメール配信するサービスを開始した。また、金融経済教育を行う授業時間が限られている教育現場の現状を踏まえ、短時間で金融や証券に関するキーワードを学習できる副教材の開発に取り組んだ（29年度から提供開始予定）。

#### ③ 金融・証券インストラクター制度の新設及び講師派遣・セミナー事業の拡充

講師派遣事業については、28年7月に金融・証券インストラクター制度を新設し、206回の派遣を行った。セミナー事業については、金融・証券インストラクター等が講師を務め、全国50会場で「はじめての資産運用講座」を92回開催した。

#### ④ WEBコンテンツの充実と効率的な情報発信

資産運用や証券投資の初歩的な基礎知識を学ぶ動画コンテンツ「ハマカーンの資産運用劇場」についての改訂版、若年層女性向けコンテンツとしてWEBポータルサイトと提携したマンガ、「はじめての資産運用講座」（基礎編）についての講義形式の動画を制作し、SNS等を通じ情報発信した。

### (2) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止広報活動の実施

「平成28年度『株や社債をかたった投資詐欺』被害防止に係る広報活動計画」に基づき、10月を強化月間として、警察・会員等と連携した全国47都道府県主要都市での街頭注意キャンペーンや、協会の店舗等での顧客等への注意喚起、警察主催イベントへのリーフレット提供、老人クラブへのリーフレット提供等の広報・啓発活動を実施した。

## 3 金融資本市場の機能・競争力の強化

### (1) 東京国際金融センターの実現に向けた取組み

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」（27年9月公表）の提言に基づき設置した「資産運用等に関するワーキング・グループ」において、我が国資産運用業の強化及び投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行い、28年6月に「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」を取りまとめ、公表した。

## (2) 国債及び株式等の決済期間短縮化の推進

国債の決済期間の短縮化（T+1化）へ向け、28年8月に「総合運転試験に関する参加希望調査」を実施し、29年2月に「総合運転試験に関する実施手順書」を取りまとめ、公表した。また、29年2月にT+1化の実施予定日を30年5月1日（火）（約定分）とすることを決定した。

株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた課題等について検討を行い、28年6月に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ最終報告書」を取りまとめ、公表した。その後、最終報告書において引き続き検討を行うとした課題等について検討を進め、29年3月に各課題に係る検討・対応状況等を取りまとめた。

## (3) 社債市場の活性化の実現

### ① 社債の取引情報発表制度の円滑な運営

社債の取引情報発表制度（27年11月開始）について、社債の流動性に与える影響等について定期検証を行い、パブリックコメントの募集を実施のうえ、29年2月、発表対象となる社債について見直し（複数格付けの取得要件の撤廃）を行う規則改正を行った。

### ② 社債権者保護の拡充に向けた取組み

社債権者補佐人制度の普及・利用促進に向け、社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約に規定すべき事項等について、28年8月に「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ、公表した。また、企業による自主的なコベナンツ等の情報開示が進むよう、28年9月に「コベナンツの状況等に係る開示基準及び開示内容の例示等について（コベナンツ開示例示集）」を取りまとめ、公表した。

## (4) 新規・成長企業、地域企業の支援

本協会内の会員向けの各種会合での説明や関係者が主催するセミナーへの参加等を通じて、業界内をはじめ、広く対外的に株式投資型クラウドファンディング・株主コミュニティ制度の利用拡大に向けた周知活動を実施した。また、本協会ホームページにおいて、当該制度の概要の説明や、取扱状況の公表及び投資家への注意喚起を行うなど、認知度の向上に努めた。なお、28年11月、株式投資型クラウドファンディング専業業者が初めて本協会に加入した。

## (5) FinTechへの取組み

（公財）日本証券経済研究所に「証券業界とFinTechに関する研究会サーベイグループ」を設置し、同研究所と共同してサーベイを行い、29年1月、その結果を報告書に取りまとめ、公表した。また、金融庁等の関係機関が主催するFinTechに関する会合にオブザーバーとして参加する等、情報収集を行った。

## (6) 研究者、市場関係者との積極的な交流

### ① 客員研究員制度を通じた学術研究の支援

客員研究員を受け入れ、証券市場に関する海外調査の支援や実務者等との意見交換等を通じ、研究活動の支援を行った。あわせて、第5期、第6期研究員から提出された研究論文（計5本）について、協会員への通知、ホームページでの紹介とともに、日本証券経済研究所附属の証券図書館へ

の収蔵を行った。

## ② JSDAキャピタルマーケットフォーラムの運営

学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等の研究・情報発信の場として設置した「JSDAキャピタルマーケットフォーラム」を開催し、研究委員からの研究成果の発表及び発表内容に関する意見交換等を行った。あわせて、第1期研究委員から提出された研究論文について、協会員への通知、本協会ホームページにて公表を行った。

## 4 仲介者の機能・信頼性の向上

### (1) 適切な自主規制機能の発揮

#### ① 機動的・効果的な協会監査

本年度中、会員70社及び特別会員40機関の監査を実施したほか、会員各社の財務の状況を把握する観点から、臨店監査とは別に、自己資本規制比率の算出及び顧客分別金の信託に係る状況等について確認すべき問題が認められた会員5社を抽出し、訪問のうえ、ヒアリング及び実地確認を実施した。

#### ② インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組み

J-IRISS（内部者登録・照会システム）への上場会社の登録促進に向けて、引受証券会社への協力要請や、継続して各証券取引所と連携した登録促進活動を行った。その結果、登録会社数は、28年3月末の2,985社（全上場会社に対する割合82.19%）から29年3月末で3,058社（全上場会社に対する割合83.32%）に増加した。

#### ③ アナリストによる情報発信等のあり方に関する検討

アナリストによる発行体からの未公表情報の取得、発行体から取得した未公表情報の管理及びアナリスト・レポート以外の手段によって行う情報伝達行為の考え方等を整理し、28年9月、「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」として取りまとめ、公表した。

#### ④ 証券市場からの反社会的勢力排除の徹底

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、同年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」の効果的な活用に向け、継続的に会員の照会担当者等向け研修の実施、会員への注意喚起レターの発出及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施等を行った。

#### ⑤ 私募債等の商品審査及び販売態勢のあり方に関する検討

28年7月、「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、規制の対象とする社債券の範囲、当該社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関して、同ワーキングにおいて検討を行い、パブリックコメントの募集を実施のうえ、29年2月、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定した（29年4月施行）。

## (2) 協会の制度改正への対応の支援

### ① 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた取り組み

平成29年度税制改正要望において、マイナンバーを活用し、投資者の利便性を向上させる観点から、マイナンバーの税務分野での利用促進を掲げ、要望の実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。また、マイナンバーの告知義務について更なる周知を図るため、28年9月に顧客向けパンフレットを策定・公表したほか、28年10月及び29年1月に新聞広告を行った。

### ② 個人情報保護法の改正への対応等

改正個人情報保護法及び関連ガイドライン等が全面施行されることを見据え、パブリックコメントの募集を実施のうえ、29年3月、「個人情報の保護に関する指針」等の改正を行った（29年5月施行）。

### ③ 共通報告基準（CRS）、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）への適切な対応

CRSに基づく非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、顧客向けリーフレットによる制度の周知活動を行うとともに、参考様式の作成及び各地区協会での会員向け説明会の開催等により、実務担当者の理解を深める活動を行った。また、米国当局が公表したFATCAに関するガイダンス等について会員へ必要な周知を行う等、会員における円滑な対応を支援した。

## (3) 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取り組み

金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」について、会員における本原則の正しい理解及び本原則を踏まえた各社の取組方針の策定に資するよう、金融庁担当者による説明会を開催した（10会場全13回）。

## (4) 研修・資格試験の実施

毎年度、研修基本計画を策定し、協会の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等を実施している。本年度も、①自主規制規則に基づく研修、②倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修、③協会の社内研修に対する支援、④研修の講義内容を録画したDVDの作製及び貸出しを行った。

また、外務員及び営業責任者・内部管理責任者の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録要件及び営業責任者・内部管理責任者の資格要件として外務員資格試験及び内部管理責任者資格試験に合格することを求めており、当該試験の円滑な運営を行った。

更に、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるため、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、外務員資格更新研修を実施した。

## 5 グローバルな情報発信・連携の拡充

### (1) 日本市場の魅力と可能性の積極的な情報発信

29年3月、ロンドンにおいて「第9回日本証券サミット」を開催するなど、海外イベントや国際会議の場で、現地の投資家・金融関係者等に対して、日本の取組みに関する積極的な情報発信を行った。

## (2) 海外の機関との連携の拡充

28年5月の国際証券業協会会議（ICSA）年次総会、28年11月のアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会に参加するなど、様々な国際会議等を通じて、海外機関との情報交換を実施した。また、28年11月、アスタナ国際金融センター（カザフスタン）及びモンゴル証券業協会と情報交換及び相互協力に関する覚書をそれぞれ締結した。

## (3) 新興国市場への技術支援の強化

28年11～12月、アジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブルを開催した。また、新興国、特にアジア各国から来日する、日本の金融資本市場に関する視察団等に適切に対応を行った。

## (4) 国際的な法規制等へ対応

企業会計審議会、同審議会会計部会及び企業会計基準委員会（ASBJ）等を通じて、国際会計基準（IFRS）に関する動向の情報収集等を行った。また、IOSCO年次総会/AMCC会合（28年5月）及びAMCC中間会合（28年9月）で、日本の金融規制の動向等を紹介するとともに、関係者等と積極的な意見交換を行った。28年12月には、クロスボーダーのデリバティブ取引に関わるCFTC規制案に対して、金融庁とも連絡を取りながら、主要な会員会社や国際関係懇談会メンバー等の意見を取りまとめ、意見書を提出した。

# 6 事務局運営態勢の整備

## (1) 協会員、市場関係者等のコミュニケーションの一層の充実

28年7月及び9月、各業態別評議会において、㈱東京証券取引所の担当者を招き、今後の株式市場を巡る取組みをテーマに講演いただくとともに意見交換を行った。また、28年12月、「CIO懇談会」を開催し、金融庁及び㈱日本取引所グループの担当者を招き、サイバーセキュリティー、清算システムの今後の取組み等について講演いただくとともに意見交換を行った。

## (2) 投資家及び市場関係者に対する積極的な情報発信

本協会ホームページにNISA・ジュニアNISA特設サイト内での新コンテンツ及び投資の日20周年記念イベントの特設サイトを開設し、一般の方への周知活動を実施した。また、Facebook・Twitterを利用して、本協会の活動・取組みをタイムリーで親しみやすく情報発信するとともに、可能な限り役職員がテレビ・ラジオ・インターネット・雑誌・専門誌等に出演、取材、出稿することで情報発信に努めた。

## (3) 本協会の業務継続体制（BCP）の整備・強化

危機想定に対し毎年度実施する本協会業務の影響度分析を行い、優先継続業務の対象、継続に必要なコンティンジェンシープランの整備及びリソースの見直しを行ったほか、地震・台風などの災害発生時に危機対応を行った。また、BCPWEBシステムの円滑な運営を行うとともに、BCPWEBシステムを活用した三市場（証券市場、短期金融市場、外為市場）による共同訓練を実施した。

#### (4) 組織・運営面の向上・見直し

##### ① 人材の育成

28年7月以降、海外大学院及び海外語学学校へ職員を留学させるとともに、会員会社、行政及び証券関係機関等と人材交流を図るなど、国際業務・国際交流事業、証券実務を担う職員の育成を実施した。

##### ② ITを活用した事務の一層の効率化等

28年12月、PCの老朽化対応及びBCP対策強化並びに情報セキュリティの更なる厳格化を図るため、PCのシンクライアント化及びリモート接続環境を行った。また、イントラネット再構築の一環として、本協会とデータセンター間の回線の増強を合わせて行った。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員11社が加入し、6社の会員権が消滅（内訳：脱退4社、合併2社）した結果、会員数は、本年度末で261社（前年度比5社増）となっている。なお、会員のうち、外国法人は11社（前年度比2社減）となっている。

会員の従業員数は、28年12月末で約9万人（27年12月末約8万8千人）と前年から約2千人の増加となった。

会員の店舗数は、本年度末で2,147店（前年度末2,145店）となり、2年続けての増加となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員1社が加入した結果、特定業務会員数は、本年度末で4社となっている（前年度比1社増。）。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員1機関が加入し、3機関の特別会員権が消滅（内訳：脱退3機関）した結果、特別会員数は、本年度末で210機関（前年度比2機関減）となった。

#### (業態別特別会員数（29年3月末現在）)

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	13
政府系・系統金融機関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	41
信 用 金 庫	39
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	10
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	12
証 券 金 融 会 社	2
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	10
合 計	210

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する金融商品取引業者等について、行政当局と緊密な連携を取りつつ、当該金融商品取引業者等の業務、財務内容等の確認を行った。

確認した結果については、「第一種金融商品取引業者等の加入審査等に関する専門調査会」において審査を行うとともに、同専門調査会の審査結果を踏まえ、金融商品取引業者等の本協会への加入について総務委員会及び理事会において審議を行った。

また、既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員への対応を協議のうえ、必要に応じて行政当局とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、各地区において本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

更に、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、自主規制規則の改正や本協会の最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問し、各地区の会員代表者又は実務担当者と意見交換を行った。

また、会員のニーズを踏まえ、全国5地区8会場において、その地域に店舗を有する会員が参画する経済団体あるいは取引所等と共催するなどして投資セミナーの実施を支援した。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、特別会員懇談会を設置している（20年8月設置。本年度中、2回開催）。

本年度は、平成29年度予算編成の指針、特別会員に係る平成28年度収支決算見込み、平成29年度収支予算書（案）について審議・報告を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

- ・ 本年度中、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「資産運用等に関するワーキング・グループ」（27年9月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、27年9月に本懇談会が公表した「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」を踏まえ、我が国資産運用業の強化及び投資家の中長期的な資産形成につな



がる投資商品の提供のための方策について検討を行い、28年6月、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」として取りまとめ、公表した。

- ・ 28年5月、社債市場の現状や社債市場の活性化に向けたこれまでの取組み、マイナス金利導入が社債市場へ与える影響等について市場関係者で情報交換する場として「社債市場の活性化に向けたフォーラム」を開催した。
- ・ 有価証券関連のデリバティブ投資家層の裾野拡大に向け、デリバティブ市場の現状把握及び発展に向けた論点・課題を整理するため、(株)日本取引所グループ、(株)大阪取引所及び本協会で「デリバティブ投資家層の裾野拡大に向けた勉強会」を共催し、28年7月、本勉強会の議論を「デリバティブ投資家層の裾野拡大に向けた勉強会報告書」として取りまとめ、公表した。
- ・ 28年10月、海外資産運用会社及び高度金融人材の誘致並びに我が国における資産運用会社等の起業促進等を目的として「国際資産運用センター推進機構（JIAM）」が設立され、本協会は同機構に特別会員として参画した。

## (2) 社債市場の活性化に向けた取組み

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」（21年7月設置）を2回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（25年2月設置）を3回、実務者を中心とした会合を1回開催した。

本ワーキング・グループ及び実務者の会合では、社債権者補佐人制度の普及・利用促進に向け、社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約に規定すべき事項等について検討を行い、28年8月、「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ、公表した。また、企業による自主的なコベナンツ等の情報開示が進むようコベナンツ等の開示の判断基準及び具体的内容等について検討を行い、28年9月、「コベナンツの状況等に係る開示基準及び開示内容の例示等について（コベナンツ開示例示集）」を取りまとめ、公表した。

## (3) 政府審議会等への対応

### ① 金融審議会「市場ワーキング・グループ」における審議への参加

経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるための諸問題（フィデューシャリー・デューティー、取引の高速化、市場間競争と取引所外の取引等）について検討を行うため、金融審議会の下に設置された「市場ワーキング・グループ」の審議にオブザーバーとして参加した。

### ② フェア・ディスクロージャー・ルールに関する取組み

28年10月、金融審議会「市場ワーキング・グループ」下部に設置された「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」にオブザーバーとして参加し、公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも提供されることを確保するルール制定の検討にあたり、本協会の「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」との規制の整合性等について意見を述べた。

③ 社会保障審議会企業年金部会「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」への対応

第2回「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」（29年3月開催）の関係団体ヒアリングに参加し、確定拠出年金の指定運用方法の選定基準及び運用方法の上限数について意見を述べるとともに、同専門委員会に要望書を提出した。

(4) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

① NISA広報活動の実施

NISA及びジュニアNISAの普及・推進に向け、家族単位でのNISAの利用を働き掛けるため、前年度に引き続きタレントの谷花音さん、佐藤隆太さん、平岩紙さん、斎藤洋介さんを「家族」のイメージキャラクターとして起用し、リーフレット、パンフレット、ポスター、店頭パネルの制作・配布やNISA特設サイト「ーみんなにいいさ！NISAがいいさ！！ー」内に新規コンテンツ「マンガでわかる！NISA講座」を制作するとともに、テレビCM、新聞広告、交通広告、雑誌広告、ウェブ広告等を8月及び11月を中心に実施した。

② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き、設置した（本年度中、相談件数1,501件）。

③ 職場積立NISAの導入状況等の公表等

28年7月、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」を改訂し、公表した。また、28年9月及び29年3月に職場積立NISAの導入状況等について取りまとめ、公表した。

(5) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止のための取組み

依然として多発している「株や社債をかたった投資詐欺」被害の防止を図るため、平成28年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、前年度に引き続き、全国の警察で例年10月に行われる「全国地域安全運動」と連携して、警察、会員、財務局、消費者行政等の協力のもと、全国都道府県の主要49都市において街頭注意キャンペーンを実施するとともに、協会員の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・老人クラブ・鉄道会社・公民館等へのリーフレット・ポスターの提供を通じた注意喚起等、広報啓発活動を実施した。

上記広報啓発活動に加え、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付（本年度中、902件の通報を受付）や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等の本協会ウェブサイトでの公表や行政への情報提供を行った。

(6) 株式投資型クラウドファンディングや株主コミュニティの利用拡大に向けた取組み

株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティの制度の周知及び認知度の向上を図

るため、本協会内外での各種会合・セミナー等の機会を捉え、幅広く周知活動を行うとともに、専用ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。また、株主コミュニティの制度の周知活動の一環として、投資家及び事業会社向けのリーフレットを作成し、関係者への配布や専用ウェブサイトへの掲載を行った。

28年11月、第1号の株式投資型クラウドファンディング專業業者が本協会に加入した。一方、株主コミュニティについては、28年6月に新たに指定した1社を含む運営会員3社による13銘柄の取扱いの結果、27年5月の制度創設からの累計の売買代金が29年3月には7億円を突破した。

#### (7) 金融・資本市場統計の整備

投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、28年10月、第10回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、総務省より「経済統計の改善状況（骨太の方針2016への取組み等）」、トムソンロイターより「統計データを巡る海外の潮流」、「プライマリー資本市場の活動に関する日本と海外での情報開示について」、日本銀行より「資金循環統計の見直し—企業年金・投資信託の制度改善を中心に」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (8) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務を行うとともに、反社会的勢力排除に際しての相談対応・支援等を行った（本年度7社17回の相談を受け付け）。

会員の反社会的勢力排除の取組みを支援するため、会員が主催する社内研修等に対して、同センター職員を講師として派遣した（本年度中、3回派遣）。

##### ② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において、「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、検討を行った。

##### ③ 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、同年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で計12回実施、498名が出席）、会員への注意喚起レターの発出（本年度中、4回発出）及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、57社に対して実施）等を行った。

##### ④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で作成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連

携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会及び情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、延べ69回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、徳島県、福岡県及び奈良県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

⑤ 弁護士会等との意見交換

近畿弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を定期的実施するなど、弁護士会等と積極的に意見交換を行った。

(9) 全国証券大会の開催

平成28年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月29日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、稲野本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①投資による資産形成の推進、②活力ある金融資本市場の実現の2点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の越智内閣府副大臣、黒田日本銀行総裁及び國部日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

### 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、以下のとおり活動を行った。

(1) 国債の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）を3回開催した。また、国債のアウトライイト取引のT+1（GCレポ取引T+0）化に伴う実務上の課題等について、本ワーキング・グループの下部に設置した各検討体において、集中的に整理・検討を行った。

28年6月、T+1化の総合運転試験の実施スケジュールや具体的なテスト内容等を取りまとめた「総合運転試験（RT）に関する実施概要」を公表した。

29年2月、T+1化後の国債取引に係る事務の確認・習熟を図るための総合運転試験における手順に関し、「総合運転試験（RT）に関する実施手順書」を取りまとめ、公表した。

29年2月、市場関係者との意見交換を踏まえ、T+1化の実施予定日を平成30年5月1日（火）（約定分）とすることとした。

28年7月、金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき作成された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（22年6月公表）について、進捗状況を取りまとめ、

公表した。

## (2) 株式等の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（27年7月設置）を3回開催し、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた課題への対応方針等について検討を行った。

28年6月、本ワーキング・グループの検討結果及びT+2化の実施目標時期等を、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」として取りまとめ、公表した。

その後、最終報告書において引き続き検討を行うとした課題について、本ワーキング・グループの下部に設置したサブワーキング・グループ及び実務検討会等において検討を行い、29年3月、各課題に係る検討・対応状況、今後の取扱方針及び周知方法を取りまとめた。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 平成29年度税制改正に関する要望

28年9月、平成29年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置 イ. NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ・ 上場株式等への投資を促進し、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る非課税期間の恒久化を図ること。仮に、NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化又は延長が図られない場合には、非課税期間終了時の対応として、含み損商品の払出し時の取得価額の特例措置、ロールオーバーの上限額の撤廃、その他手続の簡素化等の措置を講じること
- ・ 国民が中長期的な投資を行う環境を整備し、自助努力による資産形成を支援する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること
- ・ 非課税期間の恒久化を前提として、NISA及びジュニアNISAにおけるスイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること
- ・ ジュニアNISAの利便性向上のため、払出し制限の緩和等及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ・ 少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の制度設計に当たっては、投資者の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする

ロ. 確定拠出年金制度の拡充

- ・ 勤労者等の年金資産を維持し、老後の安定した生活を実現するため、確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ・ 国民の確定拠出年金制度への加入を促進し、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能するよう、拠出限度額の引き上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

② 投資リスクの軽減を図り、成長マネーの供給を促進するための税制措置

イ. 金融所得課税一体化の促進等

- ・ 投資者の選択肢を広げ、リスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、デリバティブ取引（注）を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ・ 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 投資リスクの軽減を図り、投資者の積極的な市場参加を促進する観点から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

ハ. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ・ 上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託については、他の財産と比較して相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと
- ・ 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ・ 相続財産間の不均衡是正のため、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）、公募社債並びに公募証券投資信託に係る相続時の物納財産としての順位を国債・地方債・不動産と同等とすること
- ・ 金融資産の世代間移転を円滑にする観点から、親子二世帯等での上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

ニ. 配当の二重課税の排除

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図ること

ホ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ・ 投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること
- ・ インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人の導管性要件である再生可能エネルギー発電設備の取得期限（29年3月末まで）を延長すること
- ・ 再生可能エネルギー発電設備を運用対象とする投資法人の導管性要件について、匿名組合出資を通じた再生可能エネルギー発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること
- ・ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること
- ・ 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

### ③ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

#### イ. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- ・ 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例の適用対象となる外国金融機関等の範囲を拡大するとともに、外国金融機関等が清算機関を介して清算を行う場合に支払を受ける利子を非課税とすること

#### ロ. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ・ 個人番号を活用し、投資者の利便性を向上させる観点から、税務署において金融機関から提出された特定口座年間取引報告書等を適時に参照できる態勢が構築されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ・ 番号既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係る個人番号の告知又は異動届出書に係る個人番号の記載及び告知を不要とすること
- ・ 個人番号の変更を行った際の異動届出書に係る変更前の個人番号の記載を不要とすること
- ・ 税法上の番号確認書類として個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提示する場合には、住所等確認書類の提示を不要とすること

### ④ その他の税制措置

#### 【NISA関係】

- ・ NISA及びジュニアNISA口座において株式等累積投資等で取得した上場株式（ETF及びREITを含む。）について、1株（口）未満の端数についても他の非課税管理勘定への移管（ロールオーバー）を可能とすること
- ・ NISAの非課税期間及び口座開設期間の恒久化を前提として、従業員等持株会で取得した上場株式等についてNISAの適用を可能とすること

#### 【特定口座関係】

- ・ 受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有

している場合であっても、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

【その他】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第37条の11第2項に規定する「上場株式等」の範囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
- ・ 一般公社債である短期社債等（償還金が口座管理機関経由で支払われるものに限る。）について、租税特別措置法第41条の12の2第6項第3号ハに掲げる割引債の取得に要した金額の管理に関する契約の対象とすることにより、みなし割引率によらず、実際の取得価額と償還金額の差額での源泉徴収を可能にすること
- ・ 所得税法上の「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図ること
- ・ 住宅財形・年金財形について、目的外の換金をした場合の遡及課税の特例措置を講じること

(2) 確定拠出年金法に関する要望書の提出

28年4月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」について、同法案成立後に検討される「指定運用方法」、「運用商品選定・提示（運用商品の上限数等）」、「兼務規制の緩和及び営業職員の活動範囲の明確化」等に係る要望書を、厚生労働省へ提出した。

29年3月、厚生労働省の社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の検討事項である「指定運用方法の選定基準」及び「運用方法の上限数」等に係る要望書を同専門委員会へ提出した。

(3) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見提出

金融庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）」等の施行を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、28年6月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(4) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見提出

金融庁において、秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、28年7月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。



- (5) 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見提出

個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、28年8月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。

- (6) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に対する意見提出

個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、28年11月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。

- (7) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に対する意見提出

個人情報保護委員会において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、29年1月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。

- (8) 「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見提出

金融庁において、金融審議会市場ワーキング・グループ報告「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、29年2月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

- (9) FSB等の市中協議文書への意見書提出

金融安定理事会(FSB)が公表した、「資産運用・管理の活動から生じる構造的な脆弱性に対する政策提言案」について、28年9月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえて意見書を提出した。

また、米国商品先物取引委員会(CFTC)が公表した「スワップ・ディーラー及び主要スワップ取引参加者に適用される登録閾値及び外部業者行為基準のクロスボーダーでの適用」に関する規則案について、28年12月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえて意見書を提出した。

## (10) 各界との懇談

### ① 金融庁 平成29年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

28年7月、金融庁の平成29年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券界の平成29年度税制改正に関する要望を行った。

### ② 自由民主党各会合における意見陳述

イ 28年9月、「証券市場育成等議員連盟総会」に出席し、証券界の平成29年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ 28年10月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券界の平成29年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ハ 28年11月、「証券市場育成等議員連盟税制勉強会」に出席し、証券界の平成29年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ③ 公明党会合における意見陳述

28年11月、「公明党 財政・金融部会」に出席し、証券界の平成29年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ④ 民進党会合における意見陳述

28年10月、「財務・金融部門会議」に出席し、証券界の平成29年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」の改訂について
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第6～8版）について
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る各種様式の改訂（28年4月1日施行）について
- ・ 東京都ホームページにおける「NISA・ジュニアNISAに係る非課税適用分の申告方法について」等の掲載について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」【第14版】及び「非課税口座に関するQ&A ～NISA（少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」の廃止（「NISAに係る実務上の取扱い」への全面改訂）について

- ・ 「ジュニアNISA口座に関するQ&A ～ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)について～」について
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る法定調書等の様式公表について
- ・ 【国税庁からの情報提供】NISAに関する「記載不備リスト」の取扱いについて
- ・ 「未成年者口座開設者に係る非課税口座のみなし開設に関する取扱い」について
- ・ 「非課税口座のみなし開設に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）」について
- ・ 国税庁法令解釈通達「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について」の一部改正について
- ・ 「証券会社のNISA口座及びジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の実施予定について
- ・ NISA口座における平成30年分以後の非課税管理勘定設定手続きに関する実務上の取扱いについて
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る「記載不備リストの処理要領」の改正について
- ・ (国税庁からの周知依頼) 非課税適用確認書等の「住所」欄の訂正の取扱いについて
- ・ 内閣府告示第540号（「租税特別措置法施行令第25条の13第13項に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」）の制定について

## ② 公社債関係

- ・ 特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱いについて（第13～15版）
- ・ 特定口座における特定公社債等の取扱いについて（第13～14版）
- ・ 「特例上場株式等の特定口座への受入れ期限に関するリーフレット」の本協会ウェブサイトへの掲載について
- ・ 国庫短期証券（T-bill）・短期社債等に係る償還金の源泉徴収の取扱いについて
- ・ 「非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する改正法令の概要及びその細目並びに実務上の取扱い」等の改訂について
- ・ アルゼンチン共和国が実施したエクスチェンジ・オファーにより取得した債券等の平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについて

## ③ 番号法関係

- ・ 平成28年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）
- ・ 番号制度導入後の本人確認措置について（改訂版）
- ・ 一定の告知又は告知書の提出に係る個人番号の告知又は記載の省略に係る実務上の取扱いについて
- ・ 個人番号の記載が不要となる各種届出書等の参考様式の改訂について
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（国税庁告示）の一

#### 部改正について

- ・（金融庁からの周知依頼）通知カードを用いた個人番号告知と帳簿方式の適用の関係について
- ・（国税庁からの周知依頼）税務関係書類へのマイナンバー記載に係る制度周知について
- ・（金融庁からの周知依頼）金融機関が顧客から個人番号・法人番号の告知を受ける際の取扱いに関するFAQについて
- ・（金融庁からの周知依頼）個人番号・法人番号の提供が受けられない場合の取扱いについて
- ・ 個人番号・法人番号の提供が受けられない場合の取扱いについて（金融庁からの周知を踏まえた対応）

#### ④ 非居住者に係る金融口座情報の報告制度関係

- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する関係省庁への照会への回答について（第2～7版）
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する関係省庁に対する照会票の提出の終了について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）」等の公表について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における「特定取引を行う者の届出書」等の参考様式について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するリーフレット（英語版）の公表について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する関係省庁に対する照会票の受付の再開について
- ・ 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令」の公布について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する周知リーフレット（日本語及び英語版）の本協会ウェブサイトへの掲載について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における不稼働口座の要件を満たさなくなった法人既存顧客の住所等所在地国の特定期限について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する関係省庁に対する照会への回答について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する関係省庁に対する照会票の受付の終了について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における「特定取引を行う者の届出書」等の参考様式の仮訳について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における「特定取引を行う者の届出書」等の参考様式（全体版）の仮訳について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）」の一部改訂について

⑤ その他

- ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係るQ&A等の改訂について
- ・ 平成28年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」等の公布等について
- ・ 従業員持株会等や投資クラブが保有する上場株式の配当金等に係る道府県民税配当割の納入について（再周知）
- ・ 税法上の告知等の際の本人確認書類の提示に係る取扱いについて（平成28年熊本県熊本地方の地震により被災された顧客の暫定的な取扱い）
- ・ 「特定の事業用資産の買換え特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」への協力要請依頼について（経団連からの周知依頼）
- ・ 「マイナス金利相当額」に係る課税上の取扱いについて（金融庁からの周知依頼）
- ・ （官報正誤）平成29年1月以後に使用する特定口座年間取引報告書の書式について
- ・ 平成29年1月以後に顧客に交付する特定口座年間取引報告書の様式の改訂について
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税制度の対象範囲の拡大）
- ・ （金融庁からの周知依頼）熊本地震災害に関するジュニアNISA及び財形年金貯蓄の取扱いFAQについて
- ・ 外国証券の特定口座間移管に係る標準処理フロー等の改訂について
- ・ 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割当てを受け特別口座に記載又は記録されることとなった上場株式の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて（改訂）
- ・ 「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告書について
- ・ 「租税条約に関する特例届出書に係る上場株式等の配当等に関する事項等を光ディスク等により提供する場合の標準規格等の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）
- ・ 従業員等持株会における告知及び法定調書等に係る実務上の取扱いについて
- ・ （官報正誤）道府県民税配当割特別徴収税額計算書の書式について
- ・ e-Taxホームページにおいて提供するプログラム等のダウンロードの中断について【国税庁からの周知依頼】
- ・ e-Taxホームページにおいて提供するプログラム等のダウンロードの再開について【国税庁からの周知依頼】
- ・ 株式等譲渡所得の確定申告に関する周知等について
- ・ 個人が上場会社等の自己の株式の公開買付けに応じて売付けを行った場合の税務上及び金融商品取引法上の取扱いについて【改訂版】
- ・ 「租税条約に関する特例届出書に係る上場株式等の配当等に関する事項等を光ディスク等により提供する場合の標準規格等の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）
- ・ 「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」等の国税庁ウェブサイトへの掲載等について

- ・ (国税庁からの周知依頼) 質権用口座の管理業務に係る指定金融機関の公募について
- ・ 新QI契約の仮訳等の御送付について
- ・ (国税庁からの周知依頼) 事前準備セットアップツールの再インストールについて
- ・ 国税庁法令解釈通達「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について
- ・ 新QI契約に係るQ&Aについて
- ・ 「QI契約の改訂に係る説明会」の説明要旨等について

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

- ① 平成27年度税制改正によって措置された非居住者に係る金融口座情報の報告制度につき、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する説明会」を開催した。

東京：28年9月28日

大阪：28年10月3日

北陸：28年10月6日

名古屋：28年10月12日

九州：28年10月21日

四国：28年10月24日

東北：28年10月25日

中国：28年11月1日

北海道：28年11月9日

- ② 平成29年度税制改正によって措置された「積立NISA」等につき、金融庁担当官を招き、「『積立NISA及びNISAに係る平成29年度税制改正大綱の概要』説明会」を開催した。

東京：28年12月19日

- ③ 28年12月に米国内国歳入庁 (IRS) ホームページにて公表された適格仲介人源泉徴収契約 (QI契約) について、米国会計事務所の担当者とともに、「QI契約の改訂に係る説明会」を開催した。

東京：29年2月27日

大阪：29年2月28日

## (3) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) について、下記のとおり、アドバイザー契約を締結している監査法人に確認した実務上の取扱いに係る周知を行った。

- ・ 会員のFATCA 対応事務マニュアル<改訂3版>の策定について
- ・ FATCAの電子報告に係るXMLスキーマの改訂及びサンプルファイルについて
- ・ FATCAに係る米国財務省規則等の改訂に関するポイント解説について

#### (4) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

平成29年度税制改正要望の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、28年9月に公表した。

#### (5) 日本の証券会社の財務、パフォーマンス等の検証

会員の「事業報告書」の情報を基に、規模や取引所参加者か否か等の外形的な基準だけでなく、取扱商品・サービスの内容、外部委託利用の有無等にも着目して新たな類型化を試み、それらを踏まえた、日本の証券会社の財務、パフォーマンス等の検証を行うとともに、その結果を報告書に取りまとめ、28年6月に公表した。

#### (6) 証券業界とフィンテックに関する研究

28年5月、(公財)日本証券経済研究所と共同でフィンテックの現状やそれが証券業界にもたらす影響について概観的な調査を行うため、同研究所に「証券業界とフィンテックに関する研究会(サーベイ・グループ)」を設置し、本サーベイ・グループを7回開催するとともに、その検討結果を報告書に取りまとめ、29年1月に公表した。

#### (7) 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究

29年2月、(公財)日本証券経済研究所と共同で個人の資産形成の現状分析や資産形成と相続に係る税制とその影響分析を行うため、同研究所に「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」を設置し、本年度中、本研究会を1回開催した。同研究会では本協会より個人の資産形成や成長資金の供給の状況や相続税関係の税制改正要望の状況について報告を行った後、意見交換を行った。

#### (8) 「顧客本位の業務運営に関する原則(案)」に関する説明会の実施

金融庁が29年1月19日から2月20日までパブリック・コメントを実施した「顧客本位の業務運営に関する原則(案)」について、下記のとおり同庁担当者による説明会を開催した。

東京：29年2月3日、2月6日、2月20日、2月23日

大阪：29年2月7日

北海道：29年2月21日

北陸：29年2月22日

東北：29年2月23日

名古屋：29年2月24日

九州：29年2月27日

新潟：29年3月8日

四国：29年3月21日

中国：29年3月22日

(9) 「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針」に関する説明会の実施

金融庁が28年4月に公表した「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」について、5月、同庁担当者による説明会を開催した。

(10) 英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査の実施

28年4月、個人の中長期的・自助努力による資産形成の支援のため、英国のISA・ジュニアISA等について、英国の財務省・規制機関、金融機関・業界団体等の市場関係者からのヒアリング等を行い、これを踏まえ、6月、報告書として取りまとめるとともに会員通知・公表を行った。

(11) 上場株式等の相続税評価額に係る意識調査及び上場株式等の相続税評価額に係る見直し案における試算調査の実施

28年8月、平成29年度税制改正要望の一項目として掲げている「上場株式等の相続税評価額等の見直し」の参考資料とするため、現行の上場株式等に係る相続税制等に関する意識調査及び上場株式等の相続税評価額計算の際に見直し案を採用した場合における相続税評価額の試算調査を実施した。

(12) 有価証券市場デリバティブ取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連外国市場デリバティブ取引等に関わる調査の実施

28年7月、平成29年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券市場デリバティブ取引等に関わる調査」、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関わる調査」及び「有価証券関連外国デリバティブ取引に関わる調査」を実施し、調査結果を平成29年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(13) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

28年8月、平成29年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を平成29年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。



(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十一回調査 (26年6月末)	第十二回調査 (27年6月末)	第十三回調査 (28年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	251	250	256
特定口座取扱会社数(社)	150	150	153
特定口座数合計(口座)(A)	16,999,692	18,523,625	20,658,509
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	15,353,410	16,989,173	18,999,290
源泉徴収選択割合(B/A)	90.32%	91.72%	91.97%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	5,198,959	6,544,631	8,385,956
---------------------------	-----------	-----------	-----------

(14) NISA口座等に係る調査の実施

28年6月、9月、12月及び29年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ28年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

(「NISA口座の開設・利用状況調査」の概要)

	28年3月末現在	28年6月末現在	28年9月末現在	28年12月末現在
調査対象会員証券会社数(社)	256	256	260	260
NISA取扱証券会社数(社)	130	131	131	130
NISA口座数合計(口座)	6,042,793	6,121,829	6,216,523	6,276,055

(15) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

28年6月、9月、12月及び29年3月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ28年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

（「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	28年3月末現在	28年6月末現在	28年9月末現在	28年12月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	256	256	260	260
ジュニアNISA取扱証券会社数（社）	121	120	120	119
ジュニアNISA口座数合計（口座）	33,828	61,513	78,694	89,243

(16) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

28年4月及び29年1月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日はそれぞれ28年3月31日、12月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(17) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

28年3月末及び28年9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（インターネット取引に関する調査結果）

	27年3月末	27年9月末	28年3月末	28年9月末
取 扱 会 員 数（社）	61	61	66	71
口 座 数	20,881,428	21,663,209	22,588,850	22,780,303
株式委託取引売買代金(百万円)	171,102,559	183,062,658	150,654,581	135,060,296

(注) 上記「株式委託取引売買代金」は、調査対象期間（4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日）の売買代金合計額である。

(18) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(19) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

## (20) 客員研究員制度

金商法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、新たに採用した第6期客員研究員(任期:28年4月~30年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を10回開催した。なお、研究成果については、第5期客員研究員から4本、第6期客員研究員から1本の論文発表があり、協会員への通知、ホームページでの紹介とともに、日本証券経済研究所附属の証券図書館への収蔵を行った。

## (21) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者(法学・経済学等)を中心に、学識経験者(大学教授、弁護士、民間研究機関研究者)、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場としてJSDAキャピタルマーケットフォーラムを設置(25年5月)している。本年度中、第1期本フォーラム会合を2回開催し、同会合では3名の研究委員から本フォーラムにおいて取り組んだ研究成果の中間報告が行われるとともに、当該報告内容に関し、活発な意見交換が行われた。あわせて、第1期研究委員から提出された研究論文について、協会員への通知、ホームページにて公表を行った。また、第2期研究委員として10名の若手研究者に研究を委託し、第2期本フォーラム会合を1回開催し、活発な意見交換が行われた。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 学校向け教材の開発・提供

##### イ 潜入!みんなの経済ワールド

29年3月、主に中学生・高校生を対象に、証券に関するキーワードについて、動画(NHKの番組)を視聴しながら短時間で学習することができる副教材を新たに開発した。なお、本副教材の提供は、29年度から開始する。

##### ロ 株式会社制度と証券市場のしくみ

主に高校生を対象に、金融・証券の基礎を学ぶための教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」(26年3月制作)を引き続き提供した。本年度の利用は計10,851部であった。

#### ② 教員・教育関係者向けセミナーの開催等

##### イ 教員向け夏期セミナー

学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした各教科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券に関する情報を提供することを目的として、「教員向け夏期セミナー」を全国9都市で9回開催し、計551名の参加を得た。また、一部の講義につい

ては講義録を作成し、ホームページに掲載した。

ロ 教育関係者向け金融・証券体験プログラム（「金融・証券1日プログラム」）

小学校・中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、教育現場における証券・金融に関する知識の普及・理解の促進を図ることを目的として、「金融・証券体験プログラム」を3都市（東京：28年8月、名古屋：28年12月、大阪：29年3月）で3回開催し、計128名の参加を得た。

ハ 教育関係者向けメールマガジンの配信

29年2月、主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材やセミナー情報等を紹介する「先生向けメールマガジン」の配信を開始した。

③ 講師派遣の実施

イ 小学校・中学校・高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜日教育ボランティア」運動に賛同し、全国121校、238クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員及び協力協会の役員等を講師として派遣した。

ロ 大学向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生が経済、金融、資産運用の基本を身につけ、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国102大学（185回）に本協会役員等を講師として派遣した。

ハ 一般向け講師派遣

28年7月、本協会の基準を満たした者を金融・証券インストラクターとして登録する制度を新設し、全国102先（206回7,740名）の一般向け講座や職場研修等に金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

④ WEB・動画コンテンツ及び刊行物等の制作・公開・配布等

イ WEBマンガ

29年3月、主に若年世代の働く女性を対象に、資産運用の重要性及び各金融商品の理解を深めることを目的として、若年世代が抱えるお金の悩みを解決するストーリーのWEBマンガを制作し、若年層女性向けのWEBポータルサイトにおいて公開した。

ロ 動画コンテンツ「ハマカーンの資産運用劇場」

29年3月、ジュニアNISAの開始及び個人型確定拠出年金の加入対象拡大を踏まえ、動画コンテンツ「ハマカーンの資産運用劇場」（26年7月制作）について改訂版を制作し、ホームページにおいて公開した。

ハ 電子書籍アプリ「投資道場」

主に投資未経験者や若年層を対象に、本協会が提供している一般向けの刊行物等をスマートフォンやタブレットから気軽に閲覧できるように電子書籍アプリ「投資道場」を無償で配布し、本年度中、計4,715件のダウンロード数であった。

ニ 刊行物

28年8月、投資未経験者・初心者を対象に、ライフプラン・マネープランの重要性や各金融商

品の特徴及びNISA等の理解を深めてもらうことを目的として、「資産運用と証券投資スタートブック」を制作したほか、「確定拠出年金入門」、「個人投資家のための証券税制Q&A」、「証券税制ガイド」の改訂版を制作し、計182,000部を配布した。

#### ⑤ セミナーの開催

##### イ はじめての資産運用講座

28年9月から29年3月にかけて、投資未経験者・初心者を対象に、ライフプラン・マネープランの重要性や各金融商品の特徴及び確定拠出年金・NISA等の理解を深めてもらうことを目的として、金融庁及び関係団体と連携し、「はじめての資産運用講座」を全国40都市50会場で開催し、計5,004名の参加を得た。

また、29年3月、同講座のテキスト「資産運用と証券投資スタートブック」に基づいた動画（基礎編）を制作し、ホームページにおいて公開した。

##### ロ パーソナルファイナンスセミナー

29年2月から3月にかけて、社会人入りを控えた大学生・大学院生を対象に、金融リテラシーを有する自立した社会人を養成することを目的として、「パーソナルファイナンスセミナー」を3都市（東京・大阪・名古屋）で3回開催し、計240名の参加を得た。

また、29年3月、セミナーの模様（動画）をホームページにおいて公開した。

#### ⑥ 研究会支援・運営

##### イ 金融経済教育を推進する研究会

28年12月、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶応義塾大学名誉教授、25年4月設置）を1回開催した。

また、28年4月、同研究会の下部機関である「大学生の金融リテラシー向上のための検討部会」（27年12月設置）を1回開催した。

29年3月、同検討部会において、我が国の大学において実践されている金融リテラシー向上に向けた先進的な取組みを紹介する「金融リテラシー教育 全国10大学の実践事例集」を作成し、全国の約1,200大学の学長及びキャリアセンター等宛てに送付した。

##### ロ 教員研究会

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。本年度中、大阪で5回、名古屋で6回講習会等を実施し、計266名の教員の参加を得た。

#### ⑦ 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。28年12月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う証券ゼミナール大会を東京で開催した。36回目となる本大会には、全国の30大学から計491名の大学生が参加した。

また、同連盟の地域組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計4回開催し、計180名の参加を得た。

⑧ 投資教育に関する国際セミナーへの参加

28年6月、投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education：IFIE）のアジア地域支部議長及びIFIEグローバル諮問委員会のメンバーとして、トルコ イスタンブールで開催された投資家教育に関する国際コンファレンスに参加した。また、アジア地域支部年次総会が開催され、海外の投資教育関係者との意見交換を行った。

28年11月、アジア地域支部中間会合をフィリピン マニラで開催され、アジア地域における金融・証券教育に関する取組みについて意見交換を行った。また、同時開催されたアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会において日本の取組み状況の紹介を行った。

⑨ 投資詐欺被害防止に関する周知活動

投資家保護のための周知活動として、株や社債をかたった投資詐欺被害防止に関する注意喚起リーフレットを普及・啓発イベントで配布するとともに、動画による注意喚起を行った。

(2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」において、以下の活動を行った。

① 学校向け教材等の提供

イ 株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状

主に中学生を対象に、会社（企業）に視点をあて、株式会社の仕組み、金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任などについて理解を深めてもらうことを目的として、体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度は全国341校、計33,622名の利用を得た。

ロ ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう

主に高校生を対象に、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を引き続き提供した。本年度は全国348校、計33,091名の利用を得た。

ハ 株式学習ゲーム

主に中学生・高校生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組みなどを具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度は全国800校（春季・秋季・冬季合計）、計35,643名の利用を得た。

ニ 先生と生徒のためのサポートサイト 金融経済ナビ

教育現場のための金融経済学習サイト「金融経済ナビ」を提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう！金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」をはじめ、タイムリーな経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」を提供した。教員向けには上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報を提供した。

また、本年度も本サイトの広告をネット上に掲載するなど積極的にPRを行い、アクセス件数は87,131件（29年3月末現在）であった。

#### ホ 教育関係者向け情報誌 レインボーニュース

金融経済教育の必要性や、本協会が提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人の対談や経済トピックの解説、先生方の教材の実践レポート、企業訪問記事などを紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を年3回、計66,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

### ② 「投資の日」記念イベント関連事業の実施

#### イ 特設サイトの開設

28年9月、本イベントに関する告知・PR等のため、ホームページに特設サイトを開設した。本年度は「投資の日」制定20周年であったことから、特別コンテンツとして、金融担当大臣をはじめとした大臣や講演者等、計109名の方から寄せられた「投資の魅力」に関する一言メッセージを掲載するとともに、投資への興味・関心の喚起を目的としたミニ動画を公開した。

また、協会ホームページにおけるバナー掲載及びSNS等の各媒体を通じて、同サイトへの効果的な誘導を図り、アクセス件数は209,932件（29年3月末現在）であった。

#### ロ 「投資の日」記念イベントの開催等

28年10月から11月にかけて、社会人現役層全般（特に投資未経験者）を対象に、「投資の日」をきっかけに金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに周知を図ることを目的として、全国9地区20会場イベントを開催し、計5,073名の参加を得た。

また、本イベントの内容を広く周知することを目的として、東京国際フォーラム会場の概要を取りまとめ、採録を特設サイトに掲載し、情報の拡散を図った。

#### ハ 周知・広報活動

28年9月から11月にかけて、「投資の日」関連事業の周知・広報を図るため、本プロジェクトのマスコットキャラクター「とうしくん」特製クリアファイルを制作・配布した。

また、投資に関心の低い層に対する興味・関心の喚起を図ること及びメールマガジンへの登録を促すことを目的として、クイズキャンペーン「みんなチャレンジ！『投資の日』クイズ ～20周年Ver.～」を実施し、計9,698件の応募を得た。

更に、協会が主催するイベント等に「とうしくん」着ぐるみ及びキャンペーン用ノボリの貸出しを行った。

#### ニ NISA相談コーナーの設置

全国各地の「投資の日」記念イベント会場のロビー等において「NISA相談コーナー」を設置し、金融・証券インストラクターがNISAやジュニアNISAの制度に関して延べ141件の質問・照会に応じた。

### ③ 「ゆるキャラ®グランプリ2016」の出場

「とうしくん」が、本プロジェクトと「投資の日」の認知度向上を図るため「ゆるキャラ®グラ

ンプリ2016」に出場し、同グランプリ「総合」枠にて1,421キャラクター中513位、「企業・その他」枠にて579キャラクター中198位となった。

## 7 株式市場等に関する事項

### ○ 取引所外取引の報告・公表システムのリプレースの実施

28年9月、取引所外取引業務の見直しに係る法令改正等への対応、保守期限の到来に伴う業務継続性の確保及び約定情報の報告受付件数の増加への対応をするため、取引所外取引の報告・公表システムのリプレースを行った。

## 8 公社債市場等に関する事項

### (1) 国債の決済期間の短縮化に向けた取組み

28年7月、国債の決済期間の短縮（T+1）化の実現に向けた「銘柄後決めGCレポ（現先）取引の導入」や「日本国債のグローバル化を踏まえた新現先取引の導入」に対応するため、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部を改正するとともに、「債券現先取引に関する基本契約書」（参考様式）を改定し、本協会が別に定める日（国債の決済期間短縮（T+1）化実施日を予定）から施行することとした。

併せて、銘柄後決めGCレポ（現先）取引に係る経理処理及び法定帳簿の記載について取りまとめ、協会員に通知した。

### (2) 債券における「小口投資家」の定義の見直し

28年12月、28年7月に公表された「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」に掲げられた提案事項である「債券における『小口投資家』の定義の見直しについて」の検討を行った結果、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部を改正した。

### (3) 社債の取引情報の発表制度の見直し

29年2月、27年11月から開始した社債の取引情報の発表制度について、社債の流動性に与える影響等について定期検証を行った結果、発表対象となる社債について、複数格付けの取得要件を撤廃する見直しを行うこととしたため、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部を改正した。



#### (4) 売買参考統計値等の発表等

本年度中、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、協会員からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

また、本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）について、指定報告協会員の辞退届出書の届出が1件あったことに伴い、1社の指定を取り消した（29年3月末現在の指定報告協会員は17社）

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) 外国証券の決済期間の短縮化（T+2化）への対応

28年6月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」が公表され、非上場有価証券の取扱いについても対応方針が示されたが、このうち、外国証券の決済期間の短縮化（以下「外国証券のT+2化」という。）については、日本証券業協会等の関連会議体での検討を踏まえ、実施時期等を決定することとされた。これを受け、28年7月、外国証券のT+2化の検討にあたり、アンケートを実施した。同アンケートの結果も踏まえ検討を行い、28年12月、「外国証券の取引に関する規則」等の一部を改正した。

### (2) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本年度中、本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、28年6月に27年度下期分、12月に28年度上期分をそれぞれ公表した。

### (3) 外国投資信託証券の確認

本年度中、我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を28件受理した。

### (4) 法令に基づく公表等

#### ① 金商法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

#### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う

場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

③ 金商法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会員等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金商法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取り組み

金融機関同士が行う中央清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引について、29年3月から取引の規模にかかわらず変動証拠金の授受を行うことが必要になることから、制度の周知や態勢整備についての注意喚起を行った。

欧州の第2次金融商品市場指令（MiFID II）等により、執行した取引について金融機関等がISINコードを付して所管当局に報告することが義務付けられたことから、国際標準化機構（ISO）では、スタディ・グループ（SG）を設置して店頭デリバティブ取引へのISIN付番ルールの導入を進めている。当該SGについては、本協会から委員を派遣するとともに、傘下のデータ項目に関する検証チームに店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループ委員3名が参加した。

### (2) 証券化商品における市場参加者の利便性向上への環境整備

市場参加者における投資価値分析等の参考に資するための「PSJモデルを活用した計算ツール」について、市場参加者の利便性向上のために、新たにクリーンアップコールの発生し得る月を指定できる機能を追加する改訂を行い、ホームページにて公表した。

### (3) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会員等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。また、証券化市場の発行動向及び残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

### (4) Prepayment Standard Japan (PSJ) 予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を月2回公表した。

## 11 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① 契約締結前交付書面等関係

- ・ 28年5月、株大阪取引所において次期J-GATE稼働に伴う取引制度の一部見直し等として、新商品の導入等に係る規則改正が7月に施行されることに伴い、指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。
- ・ 29年3月、格付会社「スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社」の商号が同4月に「S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社」へと変更されることに伴い、無登録格付けに関する説明書（参考様式）の一部を改訂した。

#### ② 電磁的方法による徴求等関係

28年7月、近年、協会員が所有するタブレット端末を利用した対面営業が増加していることを踏まえ、タブレット端末の操作による顧客からの申込みの受付等について明確化し、「タブレット端末を利用した『電磁的方法による徴求等の方法』について」を取りまとめ、協会員に周知を図った。

#### ③ 高齢顧客への勧誘による販売関係

28年9月、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）について、同ガイドラインの対象となるインターネット取引の明確化を図るため、一部改訂を行った。

#### ④ 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の制作及び頒布

29年3月、主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた教材として、27年から制作を開始した「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」について、個人情報保護に関する法律その他の関係政省令等や犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関係政省令等の改正等を盛り込んだ改訂版を制作し、協会員に頒布した。

### (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

- ① 28年4月、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、協会員等から寄せられた提案を踏まえ、28年7月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を取りまとめ、公表した。
- ② 28年12月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、本協会内の各会議体における検討を踏まえ、自主規制規則の見直しに関する検討結果（又は検討状況）を取りまとめ、公表した。

### (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

#### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

28年4月及び10月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、「上場会社の非上場

会社の親会社」、「上場会社等の主な子会社」及び上場投資法人の「主な特定関係法人」について、調査及び指定を行い、それらの一覧リストを協会員に通知し、本協会のホームページにも掲載した。

② J-IRISSシステムのリプレイス対応について

28年4月、ログイン試験の実施及び各ユーザーへの周知を行い、28年5月、J-IRISSシステムのリプレイス作業が完了した。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律等の改正に関する取組み

28年5月、26年11月改正の犯罪による収益の移転防止に関する法律等を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の一部を改訂した。

28年6月、同法律等により各社において作成することが義務付けられている特定事業者作成書面について、警察庁より公表された犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案したうえで参考様式を作成し、協会員に周知を図った。

(5) 協会員の分別管理に関する事項

① 28年7月、顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受け、顧客資産の分別管理監査の業務の種類について、法令遵守に関する保証業務に統一することや同監査の結果の開示の義務化等を行うため、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行った。

② 上記改正を受け、「分別管理の外部監査の受検に関するQ&A」を作成するとともに、「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」等の一部改正を行った。

(6) アナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関する取組み

28年9月、アナリストによる発行体からの未公開情報の取得、発行体から取得した未公表情報の管理及びアナリスト・レポート以外の手段によって行う情報伝達行為の考え方を整理し、「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」として取りまとめ、公表した。また、関係諸団体を通じ、発行体及び投資者等への同ガイドラインの周知を図った。

(7) 広告等の表示の適正化に関する取組み

28年9月、景品類として有価証券を提供する行為及び景品類の提供に係る「取引の価額」の考え方等について、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

(8) 社債券の私募等の取扱い等に対する取組み

診療報酬債権等を裏付け資産とすると称してSPCが発行した社債券の私募の取扱いを行った会員について、その発行体の財務情報や商品内容の審査を十分に行わず、事実とは異なることを説明して顧客に販売を行ったとして、行政処分を受けるという事案が多数発生したことを受け、協会員が顧客に

対し社債等を私募等の取扱い等により販売する場合における商品審査のあり方及び顧客への説明・情報提供等のあり方に関して不適切な事案の再発防止を図る施策について検討を行った。

29年2月、検討の結果を踏まえ、審査規定等対象社債券を定義し、その私募等の取扱い等において当該審査規定等対象社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、協会員における市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、もって投資家保護の一層の充実を図るため、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定した。

#### (9) 認定個人情報保護団体としての個人情報の保護に関する取組み

29年3月、個人情報の保護に関する法律その他の関係政省令等の施行を踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」及びその解説等を一部改正し、公表した。

#### (10) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」（21年9月設置）において、金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図ることを通じ、各金融商品取引業協会（本協会のほか、（一社）投資信託協会、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会）における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを促進することを目的に意見交換を行った。また、本連絡協議会の下に設置した「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、各協会における自主規制業務に関する情報交換を定期的に行った。

#### (11) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会及び本協会との間で、定期的又は適宜、情報・意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

#### (1) 協会員の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題(27年7月公表)において、「仲介者の機能・信頼性の向上」を柱の一つとして掲げ、本協会の取り組みとして、「適切な自主規制機能の発揮」及び「協会員の制度改正への対応の支援」などを進めることとなった。

これに伴い、「平成28年度における協会員に対する研修基本計画」では、イ. 信頼性向上に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスに関するプログラムの実施、ロ. 実務的で多様な研修方法、ハ. 法令・諸規則等の改正等重要な問題に即応した機動的な対応の3点を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、これまで研修事業における重要課題として取り組んできた「『倫理』意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンス研修」について引き続き実施していくとともに、高

年齢顧客への投資勧誘に関する事例研究など、社会情勢に即した研修テーマを積極的に取り入れ、研修事業の更なる充実を図ることを目的に、自主規制規則に基づく研修及び倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した（詳細は①、②のとおり）。

また、協会員における社内研修の支援のため、本協会の職員等を派遣又は紹介するとともに、研修録画DVDを作製し、貸出しを行った（詳細は④のとおり）。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に基づく研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ実施した。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」など本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を6コース30回実施した（2,340名受講）

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会員の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」など集合研修を7コース35回実施した（1,868名受講）。

また、研修参加機会の拡大を図るために実施したDVD研修は、倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修を対象に、東京会場で開催した研修をDVDに録画し、地区協会等（6地区22会場）において22回実施した（188名受講）。

#### ③ 協会員の社内研修に対する支援

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等を延べ14回、派遣又は紹介した。

#### ④ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会員の社内研修の充実・強化に資するため、研修の講義内容を録画したDVDを計9本作製し、前年度までに作成したDVDと合わせ延べ130社（延べ160本）に貸し出しを行った。

### (2) 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施

#### ① 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行っている。併せて、本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録の要件として外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は104,162名、合格者数は43,745名であった。

また、証券界あるいは証券外務員への関心を高めていただくこと等を目的として、協会員の役員以外の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は10,994名、合格者数は6,911名であった。

更に、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は24,176名、合格者数は20,874名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は66,702名、修了者数は66,663名であった。

## ② 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料を作成・頒布した。

イ. 「外務員必携 1～4巻（平成29年版）」

ロ. 「特別会員外務員必携（平成29年版）」

ハ. 「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（平成28年版）」

ニ. 「英語による 外務員必携 1～4巻（平成28年版）」

ホ. 「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（平成28年版）」

その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・諸規則の改正内容を周知した。

## ③ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

28年7月、「内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」、29年2月、「外務員に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」について、法令・諸規則の改正等を踏まえそれぞれ更新した。

また、外務員資格更新研修について、トピック的な内容を適宜盛り込むといった観点からコンテンツの改訂を行い、29年2月より改訂後のコンテンツによる配信を開始した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会

員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。本年度においても監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、監査対象先110先（会員70社（特別監査等を含む。）、特別会員40機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、28年度監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③顧客資産の分別管理の状況の検証、④財務の健全性に係る検証、⑤売買管理態勢等の整備状況の検証、⑥反社会的勢力との関係遮断の検証、⑦システム障害への対応態勢の検証及び⑧個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を発出した会員70社、特別会員40機関のうち、会員20社、特別会員3機関において法令・諸規則違反等が認められた。

② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

監査の実態を把握することにより適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、監査対象先110先のうち、会員24社、特別会員12機関に対してオンサイト監査モニター制度を実施した。

③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、情報交換会を開催し監査についての情報共有を行った。また、証券取引等監視委員会が主催する研修へ監査員を参加させるとともに、証券取引等監視委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取り組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期ごとに、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容について四半期毎に取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

（参考1）監査の実施状況

（単位：社・機関）

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
会 員	70(4)	80(1)	84(6)	87(7)	87(10)
特 別 会 員	40	44	48	53	53
合 計	110	124	132	140	140

（注）括弧（内書き）は、監査2部特別監査室による特別監査等の実施社数



〈特別会員内訳〉

(単位：機関)

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
都市銀行等	3	4	4	5	2
地方銀行	14	15	21	22	22
第二地銀協地銀	13	10	11	11	16
信用金庫等	10	11	8	8	10
生命保険会社	0	1	1	2	1
損害保険会社	0	1	0	0	0
その他	0	2	3	5	2
合計	40	44	48	53	53

(注)「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2) 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース)

【会員】

(単位：社)

	28年度	参 考			
		27年度	26年度	25年度	24年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	20	21	23	27	25
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	50	59	55	64	61
計	70	80	78	91	86

【特別会員】

(単位：機関)

	28年度	参 考			
		27年度	26年度	25年度	24年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	3	13	9	7	4
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	37	31	38	49	47
計	40	44	47	56	51

## (2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

### ① 経営状況等に応じた個別モニタリングの実施

イ 通常モニタリングにおいて、モニタリング調査表から毎月末、自己資本規制比率が200%を下回った会員を抽出し、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

### ② 行政当局等との連携

イ 監査本部以外の部署とも連携し、悪い風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員について、適宜、モニタリングを実施した。

ロ 個別モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、連携を図った。

## (3) 協会の処分等

### ① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員1社に対し会員権の停止及び過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）、会員9社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行った（特別会員について該当はなかった。）。

### ② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会の従業員に関する規則」第12条及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（9名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）、外務員の職務停止処分（79名）並びに外務員の職務禁止措置の決定（2名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第17条及び第18条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（4名）及び内部管理責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

### ③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（4名）、外務員の登録取消処分（1名）並びに外務員の職務停止処分（2名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第18条の規定に基づき、内部管理責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

### ④ 協会を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分

本年度中、協会を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法64条の5の規定に基づき、外務員の登録取消処分（1名）及び外務員の職務停止処分（6名）を行った。

#### (4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補てんを行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

##### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：67件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

##### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：321件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：18件）。

##### ③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：5,230件、特定業務会員に係る報告件数：0件、特別会員に係る報告件数：337件）。

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

### (1) 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、本協会を含む5つの金融商品取引業協会と連携・協力し、金融ADRを主たる事業とする第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に対し、本協会の協会員等の業務に対する顧客からの相談受け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである。

① 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

区分		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年度当初の係属事案			30	54	100	50	85	79	48	15	23	32
新規申立事案			173	278	205	239	308	208	128	101	118	133
終結事案			149	232	255	204	314	239	161	93	109	134
終結事案	和解	(132)	(73)	(127)	(102)	(156)	(103)	(95)	(47)	(51)	(63)	
	不調	(92)	(67)	(119)	(92)	(144)	(113)	(44)	(39)	(51)	(61)	
	取下げ等	(8)	(9)	(9)	(10)	(14)	(23)	(22)	(7)	(7)	(10)	
年度末の係属事案			54	100	50	85	79	48	15	23	32	31

② 平成28年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情、相談件数

(単位：件)

苦情・相談内容		地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
苦情	①勧誘に関する苦情	件	17	9	179	43	4	77	18	12	29	18	406
	②売買取引に関する苦情	件	9	7	183	48	2	81	13	7	17	18	385
	③事務処理に関する苦情	件	6	2	59	16	4	45	10	7	12	9	170
	④その他の苦情	件	1	3	34	6	3	34	7	2	5	14	109
苦情合計			33	21	455	113	13	237	48	28	63	59	1,070
相談	相談合計		91	94	1,973	555	59	763	147	80	209	1,113	5,084
苦情・相談合計			124	115	2,428	668	72	1,000	195	108	272	1,172	6,154

※地区別の「その他」には、携帯電話からの受電を含む。

(2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
苦情	利用目的の特定		0	0	0	0	0
	利用目的による制限		0	0	0	2	0
	適正な取得		6	0	1	2	3
	その他		21	12	7	13	16
合計			27	12	8	17	19
相談	相談・問合せ等		16	15	15	24	13
合計			43	27	23	41	32

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構 (IOSCO) 関連会議

28年5月、ペルー リマで開催された第41回IOSCO年次総会に参加した。総会中に開催されたAMCC（協力会員諮問委員会）では、本協会が「証券市場における問題の早期発見に関するワーキング・グループ」（ATC WG）、現在は規制関係グループ（RAG）に改称の議長として、各国自主規制機関等の最近の取組みに関する報告を受け、証券市場の新たな諸課題について情報の取りまとめ・意見交換を行った。なお、同WGにおいて、本協会からレセプト債を巡る事件の概要と課題について報告を行った。

28年6月、トルコ イスタンブール、11月、南アフリカ ケープタウンでそれぞれ開催された、投資家保護を担当する第8常設委員会 (C8) の会合にオブザーバーとして参加し、高齢個人投資家の保護に関する取組み、行動経済学の投資家教育への応用、世界投資者週間の実施などに関し、各国の証券規制当局者等関係者との情報交換・意見交換を行った。

28年9月、米国 シカゴにおいてIOSCO/AMCC中間会合及び同研修セミナーが、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 及び全米先物協会 (NFA) の共催により開催された。今回会合中、中間会合ではフィンテック、取引プラットフォームのクロスボーダー規制、FSBが公表した資産運用業の構造的脆弱性の政策提言等に関して議論が行われた。研修セミナーにおいては、各国の証券規制当局及び自主規制機関の職員を対象として、主に市場監視の手法、リスクベースの監督及びサイバー・セキュリティ等について研修が行われた。

#### ② 国際証券業協会会議 (ICSA) 関連会議

28年5月、スウェーデン スtockホルムでスウェーデン証券業協会 (SSDA) の主催で開催された第29回ICSA年次総会に参加した。今回会合においては、世界的な成長鈍化、低金利・マイナス金利政策の下で金融資本市場が安定と信頼を維持し、将来の成長に向けた投資を促す必要性が再認識された。また、今後のICSAの活動方針として、G20・金融安定理事会 (FSB) ・IOSCO等の国際的な基準策定機関への提言及びメンバー間での情報共有を更に強化することで合意した。

28年11月、ロンドンで開催されたICSA中間会合に参加した。今回会合においては、ICSAの活動方針、英国のEU離脱 (Brexit) への対応、統計に関する新興市場委員会の活動報告、行為規制 (Code of Conduct) 等について議論が行われた。

#### ③ アジア証券人フォーラム (ASF) 関連会議

28年11月、フィリピン マニラでフィリピン証券業協会 (PASBDI) の主催で開催された第21回アジア証券人フォーラム年次総会に参加した。今回会合中、メンバー間の会合においては、2017年以降の年次総会の開催地・主催機関が決定し、2017年は、本協会が主催することとなった。また、総会

1日目には、フィリピン中央銀行副総裁のDiwa Guinigundo氏が「不透明な状況におけるアジア資本市場の進展」と題した基調講演を行った後、投資家教育等に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、翌日には、Fintech及び市場仲介者に対する規制に関するパネル・ディスカッションが行われた。

28年11月、東京において第12回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア各国の証券関連団体・規制当局の職員21名を招き、本協会のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する研修を行った。

④ ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)関連会議

28年6月に東京、10月にフィリピン マニラで、それぞれ開催されたABMF会合にナショナルメンバーとして参加し、アジア債券市場の標準化・調和に向けた具体的な方法や、今後の活動方針等について意見交換した。

⑤ 国際標準化機構・金融サービス専門委員会・証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会 (ISO/TC8/SC4) 第33回年次総会

28年4月、ドイツ フランクフルトで開催された第33回ISO/TC8/SC4の年次総会に出席し、日本の証券分野のISOの動向を報告し、SC4の各ワーキング・グループの課題について意見交換を行った。また、今回の総会では、専門委員会(TC68)の組織体制の見直しが審議され、傘下の分科委員会(SC4とSC7)の廃止と、新しい組織体制への変更が行われる見通しとなった。

⑥ 第48回国際資本市場協会(ICMA)年次総会

28年5月、アイルランド ダブリンで開催された第48回国際資本市場協会(ICMA)年次総会に参加した。今回会場においては、低金利・マイナス金利の金融・資産運用ビジネスへの影響、成長・雇用促進に金融資本市場が果たす役割、特にEUが2019年に導入を目指すCapital Markets Union (CMU: 資本市場同盟)の機能や導入に向けた課題、公共セクター債務が増大することの含意、実施段階に入った欧州における規制改革等が議論された。また、本協会は協賛団体として支援を行い、会議アプリの広告掲載、展示エリアでの日本証券サミットDVDの上映、協会資料等の配布を行った。

⑦ 米国証券取引委員会(SEC)研修セミナー

28年4月、米国 ワシントンにおいて開催された米国証券取引委員会(SEC)研修セミナーに職員を派遣し、市場監視、サイバーセキュリティ、リスクベースの監査、自主規制機関に対する規制等に関する議論に参加することを通じて、他国の証券規制当局者等との交流を図った。

⑧ 第9回日本証券サミット

29年3月、国際資本市場協会(ICMA)との共催で英国 ロンドンにおいて、「第9回日本証券サミット」を開催した。本イベントのロンドンでの開催は4回目となった。今回のイベントは、東京の国際金融センターを巡る議論や、不透明な政治状況による市場のボラティリティと不確実性、市場の分断、保護主義への懸念などが台頭する中で開催され、約250名が来場した。英国財務省審議官からのゲストスピーチの後、経済財政諮問会議議員の伊藤元重氏による基調講演が続き、アベノミク

スの成果と今後の成長戦略について、企業の内部留保と家計金融資産という「2つのSaving」を活用するとともに、Fintech、ロボティクスなどの最新技術を活用して成長を加速させていくと述べた。その後のパネル・ディスカッションにおいては、日本経済の概観と投資先としての日本への期待や、ロンドンと東京の国際金融センターとしての現状と将来の協力の可能性等について議論が行われた。また、日本からの参加者は、現地の機関投資家の動向や証券ビジネスの現状等の情報を直接得るため関係先を訪問し、関係者間の対話を通じた市場・業界間のネットワーク、リンケージ強化を図った。

⑨ 日本証券市場セミナー

29年3月、ルクセンブルクファンド協会(ALFI)等との共催でルクセンブルクにおいて、日本証券市場セミナーを開催し、同国の金融機関・資産運用会社等を主な対象として、日本市場のプロモーション活動を行った。今回のセミナーにおいては、同国のグラメーニャ財務大臣のゲストスピーチの後、経済財政諮問会議議員の伊藤元重氏が「日本経済が直面する主要課題」と題する基調講演を行い、それに続くパネル・ディスカッションでは日本経済と証券市場の見通しと課題について議論を行った。

⑩ 投資信託の国際的な課題・動向に関するセミナー

28年10月、国際投資信託協会(IIFA)の年次総会が日本で開催される機会をとらえて、(一社)投資信託協会・日本経済新聞との共催で、「投資信託の国際的な課題・動向に関するセミナー ―グローバル時代の投資信託―」を開催した。このセミナーでは、高齢化や中間所得層の拡大に伴い重要性が増している資産運用業及び投資信託の動向や今後の課題をテーマとし、高齢化が各国の共通課題になりつつある中で、資産形成ツールとしての投資信託の重要性、その果たすべき役割、投資教育と投資信託の周知活動への取組み等について意見交換が行われた。

(2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの研修生・来協者への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。

① 28年4月、JICAのモンゴル支援プロジェクトの一環として、来日したモンゴル金融規制委員会・モンゴル証券取引所・モンゴル証券業協会等、同国の金融関係者一行が来協し、本協会の自主規制機能、外務員登録・資格試験制度、処分・監査等の概要について説明し、参加者と意見交換を行った。

② 28年6月、韓国金融投資協会(KOFIA)及びHyundai証券の関係者が来日し、高齢化社会下での証券会社の取組みと、NISA等の個人投資家関連の税制等の概要について説明し、参加者と意見交換を行った。

③ 28年8月、KOFIAの関係者が来日し、証券会社の企業再生ビジネス等について、会員会社等から説明を受けるとともに、意見交換を行った。

④ 28年8月、カザフスタンのアスタナ国際金融センターの関係者から、同センターの概要について説明を受けるとともに、同センターとの覚書(MOU)締結の提案を受けた後、意見交換を行った。

- ⑤ 28年9月、インド財務省関係者が来日し、日本の債券市場（特に国債）の概要を説明し、意見交換を行った。
- ⑥ 28年10月、NAFMII（中国銀行間市場交易商協会）関係者が来日し、日本の社債市場の国際化と社債権者保佐人制度の概要を説明し、意見交換を行った。
- ⑦ 28年10月、ベトナム財務省、同証券委員会、ハノイ証券取引所、同ベトナム証券振替機構の関係者が来日し、本協会の自主規制機関、自主規制規則、投資家教育等について説明し、意見交換を行った。また、本協会職員がJICA研修所を訪問し、ベトナム財務省職員に対して、IPO非上場株式の自主規制について説明した。
- ⑧ 28年11月、カザフスタン共和国大統領の訪日に合わせて来日した、アスタナ国際金融センター総裁ほか同関係者と情報交換に関する覚書（MOU）を締結した。
- ⑨ 28年11月、モンゴル証券業協会（MASD）と業務協力に関する覚書（MOU）を締結した。同協会会長と本協会会長がASF総会参加のためマニラを訪問する機会を捉え調印を行った。
- ⑩ 28年12月、IMF（国際通貨基金）担当者が、29年に予定されているFSAP（金融セクター評価プログラム）に関するヒアリングのため来日し、日本の金融市場及び金融業者への影響等について説明し、意見交換を行った。
- ⑪ 29年3月、来日している金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）研究員に対して、自主規制機関の位置づけや機能と責任等について説明し、意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 環境自主行動計画に係る取組み

28年6月、環境自主行動計画「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2015年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、同年10月に調査結果の公表を行った。

#### ② その他の環境問題への取組み

28年4月、証券界全体での地球温暖化防止に向けた具体的な行動の一つとして、昨年に引き続き、会員に対し、5月から10月までの間、「証券界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様に、クールビズを実施した。

28年6月、会員に対し「クールアース・デー」（7月7日）における取組みへの参加について要請を行った。

#### ③ 社会貢献活動への取組み

「社会貢献ワーキング・グループ」（本年度中、1回開催）において、本協会が支援している「海



「外留学支援制度」への証券界としての対応について検討を行い、昨年を引き続き、同制度において「支援企業コラボインターンシップ」の提供を行った。

## (2) 寄付への取組み

「寄金ワーキング・グループ」（本年度中、5回開催）における検討結果を踏まえ、寄付要請があった団体のうち、本年度中に12団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件には、25年12月に証券戦略会議にて承認された上記(1)③に記載の「海外留学支援制度」を支援するための寄付も含まれている。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

区分 \ 地区協会	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	3	11	11	11	11	11	11	91

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

#### ① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員及び東京都内に本店の所在する取引所非取引参加者で構成する「東京地区地方証券等評議会」を2回開催した。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を2回開催（東京地区評議会との合同開催を含む。）した。

#### ② 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、東京地区と九州地区の地域交流会を開催した。

#### <大阪地区協会>

#### ① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員（以下、「大阪地区本店会員」という。）で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。なお、28年11月の同懇談会は、会員相互の理解を一層深めるため、兵庫県姫路市において開催した。

また、大阪地区本店会員のうち、参加を希望する東京証券取引所非取引参加者で構成する「東証非取引参加者懇談会」を2回開催した。

## ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を4回開催した。

## ③ 地区特別事業

本年度中、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」（25年10月設置）を4回開催し、検討の結果、具体的な取組みとして、「関西企業IRセミナー」（上期・下期 各3日間）、28年9月に「大学生等を対象とする『起業』に関するイベント」、29年1月に「関西応援特別セミナー～これからどうなる、どうする関西経済～」を実施した。

また、各界の有識者と会員代表者との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を3回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

## 18 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する社内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制のもと、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検し、改善・見直しを図っている。また、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 19 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### (1) 部署別監査

##### ① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における所管業務の適正な遂行の状況及び内部統制システムの整備、運用状況等を重点項目として、本部6部2室を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、専務理事、以下同じ。）及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、内部統制システムの整備、運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

##### ② 個人情報の取扱状況に関する監査

個人情報保護体制の整備・運用状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部6部

2室を対象に監査を実施し、その結果については、個人情報総括者（会長）、個人情報管理責任者（副会長）及び個人情報保護委員会事務局に報告するとともに、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、個人情報保護マネジメントシステムに基づき、各部署が行う個人情報の取扱状況の自主点検に係る点検チェックリストを作成するとともに、点検実施に当たっての留意事項を取りまとめ、周知を図った。

## (2) テーマ監査

28年8月、内部監査規程を一部改正し、(1)の部署別監査に加え、テーマ監査を実施することとした。本年度は、法人関係情報の管理状況をテーマとして、全ての部署（地区協会を含む）を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

## (3) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

(1)の部署別監査につき、改善措置策の提出があった1部3室を対象にフォローアップを実施し、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 20 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計14回（名古屋、大阪含む）開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」の開催

報道関係者に証券界の現状や話題などについてより理解してもらい、また相互の意思疎通を図るため、「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」を計6回開催した。

### (3) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

28年10月、午前9時30分に首都直下地震が発生したとの想定のもと、日銀ネットの稼働状況が一部ブライнд化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供及び協会員による被災状況の登録等について、BCPWEBを用いた共同訓練を実施するとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を目的とした個社ごとの訓練を実施した。

なお、同共同訓練では証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム、㈱日本証券クリアリング機構及び㈱証券保管振替機構・㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことを受け、会員（第一種金融商品取引業者に限る）における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びグリーンシート等システムの稼働確認も行った。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

28年6月17日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 平成27年度 事業報告書承認の件
- 第2号議案 平成27年度 収支計算書承認の件
- 第3号議案 平成28年度 事業計画書承認の件
- 第4号議案 平成28年度 収支予算書承認の件
- 第5号議案 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

### 2 理事会

本年度中、理事会を25回開催し、協会運営規則の一部改正、平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書、平成27年度収支計算書及び平成28年度収支予算書、平成28年度収支決算見込み及び平成29年度収支予算、平成29年度税制改正要望「上場株式等の相続税評価額等の見直し」に向けた委託調査の実施のための平成28年度会員一般会計の予備費の使用について、「本部事務所移転基金（仮称）」の設置等について、寄付金の拠出に伴う平成28年度会員一般会計の予備費の使用について、新役員等候補者推薦、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を17回開催し、自主規制規則の制定・改正、協会員に対する監査・処分等、自主規制の業務運営に関する重要事項について審議・報告を行った。本年度中の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正
- ・ 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定等
- ・ 「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」の制定
- ・ 「協会員への投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の一部改正
- ・ 個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」及び解説の一部改正

- ・ 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正
- ・ 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正
- ・ 「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定に関するパブリックコメントの募集
- ・ 協会の処分
- ・ 平成29年度における協会員に対する監査計画
- ・ 平成29年度における協会員に対する研修基本計画

また、自主規制会議の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、25年12月16日から施行した「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）について、インターネット取引における高齢者対応のあり方等に係る検討を行い、28年9月、同ガイドラインの一部を改訂した。

- ② 本年度中、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（20年4月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、ハイブリッド証券等の発行等における法人関係情報の管理対象の範囲を明確化するための検討を行った。

- ③ 本年度中、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」（26年5月設置）を1回開催した。

顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての本ワーキング・グループの議論の取りまとめを受けた対応について、報告を行った（本ワーキング・グループは、28年6月24日付で解散。）。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を13回開催した。本年度中の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 平成28年度NISA広報計画について
- ・ 証券市場基盤整備基金の今後の取扱いについて
- ・ 「平成29年度税制改正に関する要望」（案）について
- ・ 寄付金の拠出について
- ・ 平成29年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画（案）について
- ・ 平成29年度事業計画案について
- ・ 反社情報照会システムに係るシステム対応について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」（23年7月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、マイナンバーに係る今後の周知・広報活動等について検討を行った。
- ② 本年度中、『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」（23年4月設置、27年4月改組）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関して、「会員のFATCA対応事務マニュアル」の改訂等について検討を行うとともに、外国人口座の自動的情報交換に関する共通報告基準（CRS）に関して、29年1月からの「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の実施に向けて、金融商品取引業者が対応すべき実務上の課題や、顧客への周知等について検討を行った。
- ③ 本年度中、証券市場基盤整備基金「運営審議会」（18年1月設置）を1回開催した。

本審議会では、証券市場基盤整備基金の効果的な活用の在り方に関する検討を行い、その結果、不動産所有等を軸とする本協会本部の事務所移転に係る費用に同基金を拠出すること等を報告書として取りまとめた。
- ④ 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループにおいて、28年4月及び29年3月の2回にわたり、確定拠出年金法に関し「指定運用方法の選定基準」及び「運用方法の上限数」等に係る要望書を取りまとめた。
- ⑤ 本年度中、「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」（25年5月設置）において、28年1月から実施されている金融所得課税の一体化に沿った公社債・公社債投資信託課税の見直しの円滑・確実な実施のため、金融商品取引業者等が対応すべき実務上の課題について、関係省庁に確認を行った。
- ⑥ 28年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、19回開催）。

本ワーキング・グループでは、平成29年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。
- ⑦ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループを6回開催した。本ワーキング・グループでは、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用に向け、検討を行った。
- ⑧ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行った。また、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、総務省、トムソン・ロイター及び日本銀行よりそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。
- ⑨ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、金融庁のサイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握の状況、(株)日本取引所グループにおける清算システムの今後の取組み及びToSTNeTの開発状況、

JPCERTコーディネーションセンターが取りまとめたサイバー攻撃の事例及び対応について、講演いただき、意見交換を行った。

また、重要インフラ連絡協議会（内閣サイバーセキュリティセンターが21年2月に設置）へ本懇談会より参加し、情報セキュリティに係る分野横断的な情報共有の推進等について検討を行った。

⑩ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング」（21年3月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融庁の金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた実態把握の結果について、講演いただき、意見交換を行った。

また、会員におけるシステムリスク管理態勢の整備・充実に資するための施策の一環として、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、類型化のうえ、会員に対し四半期ごとに周知した。

⑪ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、前年度に策定した「平成28年度NISA広報実施計画」に基づき、28年度におけるNISA及びジュニアNISAの広報活動の具体策について検討を行った。また、NISA・ジュニアNISA・積立NISAを普及推進するため、「平成29年度NISA広報実施計画」策定の検討等を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を29回開催した。本委員会では、主に協会運営規則の一部改正、平成28年度収支決算見込み、平成29年度予算編成の指針及び収支予算（案）、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退、財務分科会の正副委員長及び委員の選任、「協会WANのリプレースに関するシステム検討部会」の設置及び協会WANのリプレースに関するシステム化計画書（案）、平成29年度税制改正要望「上場株式等の相続税評価額等の見直し」に向けた委託調査の実施のための平成28年度会員一般会計の予備費の使用、「本部事務所移転基金（仮称）」の設置、平成29年度のNISA広報活動費用の予算措置、予備費の使用に関する承認手続の見直し、寄付金の拠出に伴う平成28年度会員一般会計の予備費の使用等について審議し、理事会に付議又は報告した。

また、本年度中、本協会における調達事案として、平成28年度NISA広報活動の実施、平成28年「投資の日」記念イベントの実施、平成29年度税制改正要望「上場株式等の相続税評価額等の見直し」に向けた委託調査、第9回日本証券サミット等の開催等について審議し、承認した。

本年度中、総務委員会の下部機関である「財務分科会」（16年7月設置）を10回実施した。

本分科会では、平成29年度予算編成の指針（案）の取りまとめ、「協会WANのリプレースに関するシステム検討部会」の設置及び協会WANのリプレースに関するシステム化計画書（案）等について検討を行った。



#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催し、証券会社のアナリストによる情報伝達のあり方、顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について報告を行った。

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を5回開催し、今後の金融・証券教育支援事業の進め方、28年度における各事業の内容、29年度における事業計画等について審議・報告を行った。

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関として設置している「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を4回開催し、28年度における各事業の内容、29年度における事業計画等について実務的観点からの検討を行った。

### 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

#### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を6回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、28年10月、本評議会から証券戦略会議に対し、「学校における金融教育に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」（個人投資家応援証券評議会提案事項）及び「インターネット証券評議会からの提言について（1 マイナンバーの既存顧客からの収集について、2 DC法改正を受けて、普及に向けた課題の整理と提言、3 証券事務・システムの共通化の検討）」（インターネット証券評議会提案事項）について報告を行った。

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を4回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

なお、28年6月に地区評議会と合同で懇談会を開催し、「「3.11」に学ぶBCP策定と運用のポイント～その時、あなたは意思決定ができますか？～」(講師:(株)野村総合研究所 理事 楠 真氏、金融システムリスク管理部長 能勢 幸嗣氏)と題して講演会を実施した。

#### (2) 業態別評議会

##### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会は、幹事会を6回開催した。

幹事会においては、28年7月に「FinTechと金融ビジネス」(講師:(株)野村総合研究所 理事 楠 真氏)、29年1月に「2017年のテクニカルストラテジー 晴れた日に38915円と高圧経済・N字波動が見える～金利の釘付け政策に財政刺激策で脱デフレ。トランプ政策が重要。高圧経済セクターでイノベーションが開花～」(講師:大和証券(株)投資戦略部 チーフテクニカルアナ

リスト 兼 シニアストラテジスト 木野内 栄治氏) と題する講演会を実施したほか、(株) 東京証券取引所担当者を招聘し、同社の今後の株式市場を巡る取組み等について説明を受け、意見交換を行った。また、「リテール証券会社における人材マネジメントについて」をテーマとして、28年11月に「人口減少の経済への影響と働き方改革」(講師：みずほ総合研究所(株) 調査本部 政策調査部長 内藤 啓介氏)、29年3月に「2017年 人事・労務の重要課題～労働立法・裁判例の最新動向と今後の行方～」(講師：森・濱田松本法律事務所 パートナー 荒井 太一弁護士) と題する講演会を実施した。

本評議会の下部機関である「リテール証券における検討ワーキング・グループ」(本年度中、2回開催) では、「証券会社の収益構造とリテール証券会社の今後の経営について」をテーマとして、これまでの証券会社のビジネスモデルに関する検討状況や委員各社の問題意識等について、意見交換を行うとともに、「国内証券業界の事業動向と収益構造」(講師：(株) 大和総研 金融調査部長 保志 泰氏、金融調査部 課長代理 研究員 菅谷 幸一氏) と題して、講演会を実施した。

#### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を3回開催し、金融庁担当課長等を招聘し、「アジア地域ファンドパスポート」、「金融審議会 市場ワーキング・グループ 報告」について説明を受け、意見交換を行ったほか、(株) 東京証券取引所担当者を招聘し、市場ワーキング・グループも踏まえた同社の今後の取組みについて説明を受け、意見交換を行った。

#### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を2回開催し、「インターネット証券評議会からの提言について(1 マイナンバーの既存顧客からの収集について、2 DC法改正を受けて、普及に向けた課題の整理と提言、3 証券事務・システムの共通化の検討)」を取りまとめた。

また、本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」(本年度中、3回開催) では、投資信託の事務手続きの共通化並びに共同SOC(セキュリティオペレーションセンター) 及びセキュリティ技術の共有化等に関する検討を行った。

#### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を9回開催し、「学校における金融教育に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」を取りまとめたほか、上場会社による情報開示の現状等について意見交換を行った。また、(株) 東京証券取引所担当者を招聘し、同社の今後の株式市場を巡る取組み等について説明を受け、意見交換を行った。

業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

業 態 別 評 議 会 名	27年度末	28年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	87	87	0
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	31	31	0
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	23	26	3
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	20	18	▲ 2
合 計	161	162	1

(3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

5 分科会・委員会等

(1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を13回開催し、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループにおいて検討した事項（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の一部改正、「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」の制定、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定等、個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」及び解説の一部改正、平成29年度における協会員に対する研修基本計画等）及びその他の事項（顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正、平成29年度における協会員に対する監査計画、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定に関するパブリックコメントの募集等）について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を7回開催した。

28年5月、前年度から検討を行った「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の一部を改訂した。

28年9月、前年度に引き続き、アナリストによる発行体からの未公開情報の取得、発行体から取得した未公表情報の管理及びアナリスト・レポート以外の手段によって行う情報伝達行為の考え方等を整理し、「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイ

ドライン」として取りまとめ、公表した。また、(一社)日本経済団体連合会や(一社)日本IR協議会等の諸団体を通じ、発行体及び投資者等への同ガイドラインの周知を図った。

更に、いわゆる「地場出し・地場受け規制」に係る自主規制規則の見直しに関する提案を受け、同規制の意義及び不公正取引の防止のあり方等について検討し、「協会の従業員に関する規則」等を一部改正することについて検討を行った。

- ② 本年度中、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(15年7月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、景品類として有価証券を提供する行為及び景品類の提供に係る「取引の価額」の考え方等について検討を行い、28年9月、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

- ③ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」(24年9月設置)を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「平成29年度における協会員に対する研修基本計画(案)」を取りまとめた。

- ④ 本年度中、「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」(27年2月設置)を1回開催した。

ワーキング・グループでは、個人情報の保護に関する法律その他の関係政省令等の施行を踏まえた、協会員において講ずべき安全管理措置及び機微情報、要配慮個人情報等の実務上の取扱いにあたっての留意事項等について検討し、「個人情報の保護に関する指針」及び解説の一部を改正した。

- ⑤ 28年7月、「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」を設置した(本年度中、5回開催。公社債分科会との共管)。

診療報酬債権等を裏付け資産とすると称してSPCが発行した社債券の私募の取扱いを行った会員について、その発行体の財務情報や商品内容の審査を十分に行わず、事実とは異なることを説明して顧客に販売を行ったとして、行政処分を受けるという事案が多数発生した。これを受け、協会員が顧客に対し社債等を私募等の取扱い等により販売する場合における商品審査のあり方及び顧客への説明・情報提供等のあり方に関して不適切な事案の再発防止を図るため、本ワーキング・グループを設置した。

本ワーキング・グループでは、審査規定等対象社債券を定義し、その私募等の取扱い等において当該審査規定等対象社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、協会員における市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、もって投資家保護の一層の充実を図るため、29年2月、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定した(本ワーキング・グループは上記規則の施行をもって29年4月1日付で解散予定)。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を6回開催し、コンフォートレターの取扱いの見直しに伴う「『監

査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱」等の一部改正のほか、外国証券の決済期間の短縮化に関する「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について審議した。

また、株式新規上場時の主幹事証券会社への就任に関するルールのあり方に関する検討を行う「株式新規上場引受に関する検討会」の設置、28年12月に公表された金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書における「取引の高速化」及び「市場間競争と取引所外の取引」の内容、及び、同報告書を受けてPTS（私設取引システム）における信用取引のあり方について検討を行う「PTS信用取引検討会」の設置等について、報告した。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を8回開催し、国債の決済期間短縮（T+1）化に伴い導入される銘柄後決めGCレポ取引等に対応するための「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正等、外国証券の決済期間の短縮化（T+2化）に関する「外国証券の取引に関する規則」の一部改正、債券における「小口投資家」の定義の見直しに関する「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について審議するとともに、社債の取引情報の発表制度における発表対象銘柄に係る複数格付けの取得要件撤廃のための『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』等の一部改正について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」（11年8月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の現先取引に関する基本契約書」並びに「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の改正等について検討を行った。

- ② 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の発表制度に関して、社債の流動性に与える影響等について検証を行い、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の改正について検討を行った。

- ③ 本年度中、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」（17年7月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「外国証券の取引に関する規則」及び「外国証券取引口座約款」の改正について検討を行った。

### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を2回開催した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関におけるワーキング・グループの開催はなかった。

(5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を2回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

(6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、会長に報告した。

(7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を24回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

(8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、「外務員等資格試験委員会」を7回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書(シラバス)の更新に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

6 監事会

本年度中、監事会を6回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査(四半期監査及び決算監査)等を実施した。28年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成27年度監査報告書を作成した。28年7月、平成28事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に通知した。また、28年11月、会計監査人の選解任等の基準を整備した。

7 人事推薦委員会

本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を推薦するため、自主規制会議人事推薦委員会を4回、証券戦略会議人事推薦委員会を1回、人事推薦合同委員会を7回開催した。

8 懇談会等

(1) 社債市場の活性化に関する懇談会等

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」(21年7月設置)を2回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」(25年2月設置)を3回、実務者を中心とした会合を1回開催した。

本ワーキング・グループ及び実務者の会合では、社債権者補佐人制度の普及・利用促進に向け、

社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約に規定すべき事項等について検討を行い、28年8月、「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ、公表した。また、本ワーキング・グループでは、企業による自主的なコベナンツ等の情報開示が進むようコベナンツ等の開示の判断基準及び具体的内容等について検討を行い、28年9月、「コベナンツの状況等に係る開示基準及び開示内容の例示等について（コベナンツ開示例示集）」を取りまとめ、公表した。

#### (2) 証券受渡・決済制度改革懇談会

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」（11年7月設置）を2回開催し、28年6月、本懇談会の下部機関である「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（27年7月設置）が取りまとめた最終報告書について報告を受けた。また、29年2月、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）における検討を踏まえ、国債のアウトライト取引のT+1化の実施予定日（30年5月1日（約定分））について審議を行った。

#### (3) インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会

本年度中、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」（26年6月設置）を1回開催し、同懇談会の中間報告書（『インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会』中間報告書）の検討事項に関する各会議体における検討状況について報告し、意見交換を行った。本懇談会では、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行った「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の改正案について同意を得たため、本ガイドラインの改正を実施した。また、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」において検討を行った「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」改正案についても同意を得たため、本Q&Aの改正を実施した。なお、本懇談会は、所期の目的を達成したことに伴い、28年4月25日付で解散した。

#### (4) 会員代表者合同会議（金融庁との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を6回開催し、金融庁幹部との意見交換を行った。

#### (5) 金融庁証券市場行政連絡会議との懇談会

本年度中、「金融庁証券市場行政連絡会議」（14年8月、金融庁において設置された会議体）と証券戦略会議との懇談会を1回開催し、「日本再興戦略2016」における金融庁関連の主要施策や金融審議会「市場ワーキング・グループ」の検討状況等について意見交換を行った。

#### (6) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見・情

報交換を行った。

#### (7) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体との合同開催を含む。）を2回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 28年6月、金融庁総務企画局審議官 氷見野 良三氏が、国際面での同庁の最近の取組みについて説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ② 29年2月、シカゴマーカンタイル取引所（CME）のDirector David Gibbs氏が来日し、CMEグループの紹介とその上場商品の活用方法について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。

#### (8) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を1回開催した。

28年7月、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」を改訂し、公表した。また、28年9月及び29年3月に職場積立NISAの導入状況等について取りまとめ、公表した。

#### (9) BCP対策委員会等

本年度中、証券市場BCPフォーラムの証券市場BCP協議会を2回、BCP対策委員会を7回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 28年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、新たにシナリオに追加することとなった証券インフラ機関のシステムの切り替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びグリーンシート等システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練及び他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた共同訓練手順等について検討を行った。
- ② 28年12月、日本取引所グループのBCPの見直しに伴い、BCP協議会及びBCP対策委員会に諮ったうえで取引所取引専門部会を再開するとともに、投資家等から幅広く意見を聴取することを目的に同専門部会の下に分科会を設置して審議を行い、「取引所取引専門部会 第二次報告書」を取りまとめた。
- ③ 29年3月、28年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (10) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会等

本年度中、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「資産運用等に関するワーキング・グループ」（27年9月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、27年9月に本懇談会が公表した「東京国際金融センターの推進に



関する懇談会報告書」を踏まえ、我が国資産運用業の強化及び投資家中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行い、28年6月、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」を取りまとめ、公表した。

(11) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

(12) 株式新規上場引受に関する検討会

本年度中、「株式新規上場引受に関する検討会」（28年11月、金融庁、本協会、東京証券取引所の共催により設置）を3回開催した。

本検討会では、海外の制度も参考にしながら、①株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方及び②公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方、について検討を行い、29年3月、「株式新規上場引受に関する検討会 報告書」を取りまとめ、公表した。

(13) PTS信用取引検討会

本年度中、「PTS信用取引検討会」（29年2月設置）を1回開催し、28年12月公表の金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたPTSにおける信用取引のあり方について、関係する実務担当者等において検討を行った。

## 9 役員等

(1) 会長、副会長等の就退任

- ① 28年6月21日付退任 島崎憲明氏
- ② 28年6月30日付退任 稲野和利氏（会長）、古賀信行氏、鈴木茂晴氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（専務理事）
- ③ 28年7月1日付就任 稲野和利氏（会長）、太田順司氏、古賀信行氏、鈴木茂晴氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（専務理事）

(2) 公益理事の就退任

- ① 28年6月30日付退任 神田秀樹氏、林正和氏、藤沢久美氏
- ② 28年7月1日付就任 神田秀樹氏、林正和氏、藤沢久美氏

(3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 28年4月1日付就任 國部毅氏（特別会員理事）
- ② 28年6月30日付退任 加藤哲夫氏（会員理事）、菊池廣之氏、齊藤透氏（会員監事）
- ③ 28年7月1日付就任 菊池廣之氏（会員理事）、小林一彦氏、齊藤透氏（会員監事）
- ④ 29年3月31日付退任 國部毅氏（特別会員理事）

(4) 執行役の就退任

- ① 28年6月30日付退任 平田公一氏（専務執行役）、村井毅氏、北村伸司氏（常務執行役）、山内公明氏、石倉宏一氏（執行役）
- ② 28年7月1日付就任 平田公一氏（専務執行役）、村井毅氏、北村伸司氏、山内公明氏（常務執行役）、石倉宏一氏、菊地鋼二氏（執行役）

(5) 常任監事の就退任

- ① 28年6月17日付退任 伊地知日出海氏
- ② 28年6月17日付就任 坂井竜裕氏

(注) 28年3月31日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月15日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月17日の定時総会で会長、常任理事及び常任監事選出。